

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(4-3)

2. 日時

令和2年11月26日(木) 15時15分～19時20分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、武田専門職、田邊専門職、池永技術参与、吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 担当部長 他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁のタケダでございます。それではただいまから原子燃料工業熊取事業所の第4次設工認の面談を開始します。
0:00:16	本日の面談は、令和2年8月27日付で申請があり、10月29日付で一部補正のあった原燃工熊取の加工施設の変更に係る設計及び工事の計画について、
0:00:35	補正申請書をもとに、審査会合後最初の事実確認を行うものでございます。
0:00:44	はい、本日の議題としましては、まず審査会合において、規制庁側から指摘をいたしました内容に対する対応方針を原燃工のほうから説明をいただくと。
0:00:57	そのあと、補正
0:01:00	申請書の内容について事実確認を規制庁側から行っていきたくと思います。
0:01:06	そして最後にスケジュール等の確認を行います。
0:01:11	以上の流れで進めさせていただきます。
0:01:16	では最初の議題、早速進めていきたくと思います。
0:01:21	ではまず原子燃料工業のほうから審査会合での指摘事項に対して、対する対応について説明をお願いします。
0:01:36	原子燃料工業の岡田です。審査会合での西縁コメントを受けた回で対応の方針について説明いたします。
	(通信障害により一時中断)
0:05:40	審査会合でコメントいただきました点についての
0:05:47	対応の方針を説明いたします。説明に当たりまして、本日の資料といたしますH-20151に第4次設工認申請の対象であります第2加工棟建物の仕様表。
0:06:03	をつけております。その中でコメントいただきました点についてどういった間
0:06:12	どういった方に改めてコメント対応するかということを説明させていただきます。まず、
0:06:21	建物の属する防護壁や防護柵といったものにつきましては、
0:06:28	許可におきまして、緊急設備ということですので、それが許可との対応整合がとりやすくなるように、
0:06:37	建物の一部としてするエースそういった防壁につきましても、個別に緊急設備として管理番号取得をした上で、それを明確に、第2加工棟の仕様表の方にも、
0:06:54	表すことにいたします。
0:06:58	そうすることで許可との整合をさらに高めることとなります。
0:07:05	続きまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:10	その際、今回の設工認は、
0:07:17	工事工程の都合により分割申請をしております。そこにおきまして、この辺り了承のその設工認につきましては、5分割しており今回が
0:07:30	第4次の申請であります。そう、そこで第5次申請の最終局面、
0:07:41	にあたって、
0:07:44	この第4次申請でも、その設備ごとのその設工認、
0:07:53	ごとのその設備と建物の取り合いと、そういったところが明確になるように、その建物でありましたら建物の最終形を示した上で、
0:08:08	どの部分が、
0:08:11	次回、
0:08:12	次回以降の
0:08:15	積み残しであるかといった点、
0:08:19	最終形を見据えた形で、今回の第4次申請から、そういった観点で仕様表を見直すことといたします。
0:08:37	以上の点と、あと
0:08:42	コメントいただいた的にコメントいただきました。
0:08:47	建物、閉じ込め機能につきまして、建物と気体廃棄設備と、
0:08:54	両方の取り合いがあるのではない、あるという整理につきましても、仕様表の中で
0:09:03	今回明確にしようと考えております。
0:09:08	以上の3点につきまして、具体的に資料H20151の
0:09:16	中で説明させていただきます。
0:09:20	まず1点目。
0:09:24	建物本体に含まれます緊急設備についての
0:09:31	許可との整合を高めるということで、
0:09:37	個別にその緊急設備ごとに管理番号を振って明確にするという点につきましては、資料の1枚目になります。下に18ページと書いてます。
0:09:53	所
0:09:55	建物構築物名称または設備機器名称機器名と、
0:10:02	いうところの欄に今回の建物に附属する説明を列挙しています。その中で、
0:10:13	下の方から8048番から8051番まで、その四つが許可における緊急設備として書かれている防壁柵をコンクリート閉止部をして
0:10:31	あと堰や密閉構造扉、そういったものが附属設備として見込まれていることと、いうことをここで明確にいたしました。
0:10:41	続きまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:43	最終
0:10:46	断面
0:10:49	を見据えての
0:10:51	仕様表の最終形ということで、
0:10:55	こちらの対応につきましては、
0:10:59	18 ページから始まります仕様表の中で、
0:11:05	下線を引いたところが次回以降、次回、つまり第 5 次設工認申請での申請対象になるというところを下線を引いて明確にしています。
0:11:21	明確にした点につきましては、これまでの
0:11:27	資料の
0:11:30	41 ページ、42 ページ、最後の 2 ページになりますけれども、そこにもともと次回以降の申請による適合確認する範囲と、いうことで抽出していた。
0:11:46	表がありましたAあります。その中の
0:11:55	技術基準に基づく仕様というものを
0:12:00	もう一度その第 18 ページから始まります仕様表本体の方に過去技術基準の項目、
0:12:11	の場所に
0:12:13	戻すような形で、下線を引いて明確にしております。例えば、
0:12:23	ページの 21 ページ。
0:12:27	地盤のところの 22 ページの耐震のところ、
0:12:35	あと 25 ページの動きをご提案のところ、27 ページの閉じ込め機能のといったところですよ。
0:12:48	どこ
0:12:51	も代表で設工認でその第 2 加工棟の仕様の最終形を示した形で、
0:12:59	この
0:13:03	今回の第 4 次申請の認可の対象の範囲はこの下線を引き算したような形で考えています。
0:13:13	さらにですね、その最終形という形を考えたときに、仕様表の中で
0:13:21	最終形の表現。
0:13:24	ではなく、その新設するとか、改造するとかそういった変更するとかそういった記載の部分がありましたのでそういった部分はもう最終形に
0:13:37	なったときにどういった形になって、
0:13:40	どうする設計かということ、
0:13:43	がわかるような記載に表現を改めています。例えば、
0:13:48	22 ページの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:52	地震による損傷の防止の
0:13:56	所につきまして、
0:13:58	時つきまして
0:14:03	6.1 のb-1 という設計番号ございますけれども、その中で、
0:14:09	改造しようといったところは消しまして、
0:14:15	そやその改造した結果として、最終どういった構造になるかということで、設計番号の最後の丸に書いてます通り第 2 加工棟本体の構造耐力上主要な部分の使用ということで、
0:14:31	表現を変えて記載しています。こういった同じような記載があった。
0:14:37	竜巻の対策を
0:14:39	についても見られましたので、仕様表の 22 ページの下の外部衝撃の損傷防止の 23 ページ。
0:14:50	に続くところを、
0:14:52	24 ページのような表現に見直すことを考えています。
0:15:02	あと、26 ページについても同じです。
0:15:08	最後に
0:15:12	コメントいただきましたので、
0:15:15	閉じ込め機能に関して、建物と気体廃棄設備と
0:15:22	両方の機能を持って、技術基準の閉じ込めの機能の
0:15:30	核燃料物質取り扱う室は、負圧に維持するというようなところにつきましては、
0:15:43	資料の資料の 27 ページの
0:15:48	閉じ込め機能のところに、
0:15:53	これまでは、
0:15:56	建物の 10.1. b-2 という設計番号をとりまして、建物に対しては、
0:16:07	第 2 加工棟は、
0:16:09	鉄筋鉄骨コンクリート造の建物とすることで、漏えいの少ない構造とし一種管理区域の工期っていうのはご覧の建物は前防止する設計とするということを書いてきつつ、それだけでは
0:16:27	閉じ込め機能維持できませんので、その下に設備側の
0:16:33	設計番号として、
0:16:36	第 2 加工棟の第二種管理区域の室は気体廃棄設備による室内の圧力を外気に対して 19.6 パスカル以上の負圧に維持できる設計というこのセットを、この閉じ込め機能として載せました。
0:16:51	これに関連しまして、気体廃棄設備に高圧系／差圧計。
0:16:59	がついておりますので、その差圧計に関しても警報設備ということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:13	A3の資料3、34ページ、警報設備等の技術基準のところに、設計番号ということで、
0:17:22	18.1のF-4ということで、
0:17:25	第2加工棟の一種管理区域で室内の負圧は差圧計にて負圧を維持できない場合は警報を発する設計ということを、
0:17:34	追加しています。さらにですね。
0:17:38	気体廃棄設備については、建物をとセットで
0:17:47	一種管理区域の部屋を換気するという機能もございますので、これについては35ページの換気設備のところに、
0:17:59	建物を設備
0:18:03	側の設計として第2加工棟の一種管理区域や室は、後期中の御社の市などが戦略50年定めな対応を十分下回るよう期待説明6回、時以上換気を行う設計ということを追加しています。
0:18:22	これらについて、
0:18:27	注釈の中でページ38になりますけれども、注釈25ということで、
0:18:36	先ほどの機能を
0:18:38	については、第2加工棟とは独立した仕様表持つ気体廃棄設備のほうで次回以降の申請で確認するというので、
0:18:49	注釈をしております。
0:18:51	で、それらの
0:18:54	前は次回以降にすべて積み残すことになりますので、41ページ42ページの
0:19:03	積み残し次回表の方にも閉じ込め機能と、
0:19:09	警報設備と換気設備のところに明記して、
0:19:14	わかるように整理しております。
0:19:25	そんな時、次回以降のその辺の個数、
0:19:33	記載の下線部を引くという注釈については、注釈の
0:19:39	16項に、
0:19:40	もともと次回以降の
0:19:46	項目は、次回表に載せますという注釈をつけておりましたのでつって、資料の37ページの
0:19:56	(16)のa注釈の中に、
0:20:01	その次回表だけでなく、仕様表の中でも下線を付すということを明記。
0:20:08	しております。
0:20:10	説明は以上になります。
0:20:38	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:45	原子力規制庁のタケダでございます。はい資料の説明ありがとうございます。
0:20:51	ちょっと確認させていただきたいんですけども、まず最初に、
0:20:58	審査会合で私の方から説明差し上げた
0:21:05	あれですね、加工事業変更許可申請書に基づく申請についてのコメント等に関する
0:21:13	ところで、
0:21:14	防護壁防護柵といったものを例に、
0:21:18	申請対象であることを明確にするようにということは指摘差し上げたかと思うんですけども、
0:21:28	今回その防護壁防護柵を新しく管理番号をつけまして、8048番とかそういうやつですね。
0:21:42	こういった番号を振って、この建物構築物名称または設備機器名称のところに記載はされたということなんですけれど。
0:21:55	そもそも申請書の頭にですね、
0:22:02	ページで言いますと、
0:22:16	3ページ目からですかね。
0:22:18	もうこの中で、申請対象になるものの設置場所や機器名等の管理番号変更文とかの記載をもってもらってまず申請対象であることを明確にしているんですけど。
0:22:34	これもこの防護柵といったものもまたここに記載してされる予定でしょうか。
0:22:45	原子燃料工業の岡田です。
0:22:47	はい。ここ第2加工棟の
0:22:51	仕様表がすべて説明するのに一番最適だということで今例に挙げまして、ここに書いたことについては、
0:23:03	今ありましたような申請書の最初、本文ですね、別紙図。
0:23:09	等、あと添付書類等、すいませんあとその他の加工施設の所の仕様表、あと添付書類1とか2とか、そういったところすべてに横展開いたします。
0:23:28	はい。規制庁タケダです。はい。そこに記載されるということを理解しました。
0:23:35	それですね、指摘の意図としましては許可の中で申請されていた設備機器ってというのが、もれなく設工認の中で申請されるかどうかというのをきちっと管理できるようにということを、
0:23:52	お伝えしたわけなんですけれど。
0:23:55	許可での申請されたものが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:00	ほぼこれまでの申請本申請等でどこ、どの設備が申請されたのか、どの設備が申請されていないのか、そういったものが管理できる表っていうのはあるのでしょうか。
0:24:22	原子燃料工業のオカダです。その一体管理の表につきましては、
0:24:28	社内でも管理する、
0:24:32	表ございましてそちらの方で、もう元の管理を行っておりますさらに
0:24:40	その管理の表については、申請書、設工認申請書の添付書類 1 の
0:24:47	A. 1 の表に、
0:24:51	置いて
0:24:53	許可
0:24:54	で記載されている設備名称ですねそういったものを基準にして、具体的にどのせ、設備がどういった名前で設工認登場して、さらにどの
0:25:12	設工認の分割申請の設工認に掲載されているかということが星取れるような表を
0:25:22	して管理はしている。
0:25:25	できていると考えてます。
0:25:51	はい。規制庁のタケダでございます。表の方管理、確認しました。
0:25:57	この表の中で、
0:26:01	その防護壁や防護柵が、
0:26:05	前回の
0:26:07	この審査会合前の最後の補正申請までは、
0:26:12	例えば防護壁及び防護柵でいう 8048 っていう数字は、数値は特に付番はされていなかったのが、
0:26:24	新しく追加されるということによろしいでしょうか。
0:26:36	原子燃料工業のオカダです。
0:26:42	737 ページ。
0:26:48	ページから始まります。A. 1 の表 2 の中でですね、
0:26:55	そもそもは、
0:26:57	建物の一部として構成するものについては、建物の管理番号の中にも含めると、いう説明を例えば 737-1002 番っていうのが、
0:27:13	第 2 加工棟としてたんですけどそっか、そこに緊急設備も含めるということは備考に書いておまして、使さらにですね。
0:27:25	含められる方ですね、含められる方についても、
0:27:32	同じく同じく表の 790。
0:27:37	7 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:27:39	2、
0:27:45	下の三つですね、1002番としてますけれども、防護壁または防護柵とあと防護壁あって、
0:27:54	またコンクリートといったものはもともと入れ込んでおりましたので、ここの1002番という番号を独立させて、
0:28:07	先ほどの 8048 等の番号を振り直すということで、
0:28:14	考えています。
0:28:17	はい。／規制庁タケダです。わかりました。はい、表のほうも確認しました。
0:28:27	はい、わかりました。私の確認以上になります。
0:28:33	はい。原子力規制庁ナガイです。基本的に今のご説明で理解はできたんですけど、この 737 ページからの添 1 の表 2 とそれからさっきの仕様表等への展開の仕方なんですけど。
0:28:51	この 737 ページの添 1 の表 2 というのは、
0:28:58	まず左側に、
0:29:01	許可のに記載した安全機能を有する施設が、もれなくまず抽出していることを、
0:29:09	許可の言葉と、設備の施設の名称、施設区分であるとか、設置場所、施設名称、もれなく抽出してあるかっていうのは必ず確認してください。我々でその上で、
0:29:26	この許可の名称に対して、右側に行くとならば設工認における施設名称で実はここで管理番号を振っておりますので順序が今のままで駄目だとは言わないんですが、
0:29:43	結局許可の一つの
0:29:48	名称の中に、同じようになっているか、こっちと言えばいいのか、設備に対して機器と言えばいいのか。その中に幾つかの名称の設備が設工認で登場して管理番号が振られている状況ですので、
0:30:04	まず、そのところよく整理してですね、許可、許可の施設区分ごとに、今それになっているとは思いますが、漏れのないことを再確認をしてくださいということですね。
0:30:20	その際にですね現状我々もこれ見てるんですけども、許可で人Ⅱのものが何度も出て、
0:30:30	来ます。えっとですね、施設場設備の管理番号とったことによって、それに含まれる子機がですね、異なるごとに許可は同じなんで、何度も出てくるんですけど、これを使われると非常に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:48	見にくいってことなんですけどね。許可のほうでいって一本で損になってるものはできるだけ一つの欄にして、それに対して設備、設工認の管理番号が三つか四つ取られて設備も、
0:31:05	見つけつつあるんであればそういう対比がわかるようになると見やすくなるということなんで可能であれば、その辺も検討していただきたいということです。それから
0:31:19	この表の一番の目的は、その許可に対して申請した設備、設工認として漏れなく申請していることを最後にわかるようにすると、最後にというか、
0:31:36	各段階でマルをして右側ですね、申請の実数で一時から今 5 次まで書いてありますけど、そこで何次で申請したのかっていうのがわかるようになってますので、まずは我々、皆さんさっきオカダさん社内で、
0:31:54	何か管理してるという表があるとおっしゃられましたけど、設工認の断面においてはもうこれ、この表が許可のと、この設工認の対応する一番の入口になりますので、この表はもう間違いのないように、
0:32:11	作成をするようにしてください。もう一度よく見てですね、今たまたまのたまたまってうか今回は第 2 加工棟に関連でご説明ありましたけど、それ以外についてもですね、許可の安全機能一覧に漏れがないかというところから始めて、
0:32:29	その節に含まれる設備機器は漏れなく抽出して、管理番号がとられているということを確認するようにしてください。
0:32:39	それがこの表の目的ですので、その中で今回申請に係る
0:32:48	対象機器をですね、さっき説明、今日の資料の仕様表の表は 2-1 の
0:32:54	許可との対応。
0:32:56	ちょっとこの施設名称とそれからそれに続く設備機器の番、ごめんなさい。建物構築物の名称とか設備機器の名称。
0:33:08	名称欄に書いてあるものと一致するようにということで、よく必ず確認をしてください。
0:33:17	まずはそこが、その設備の漏れを申請する設備を漏れをなくすというところになります。
0:33:26	で、
0:33:27	そこまではよろしいですかね。ちょっとダブってしまったんですけど、要はの申請漏れがないようにという管理の一番のカナメになるのが 737 ページからの表になりますので、ということです。
0:33:42	よろしいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:47	原子燃料工業の岡田です。承知いたしましたこの表についても漏れなくすという観点で整理はし始め、最初、
0:34:00	そして始めておりました。
0:34:03	またコンセプトコンセプトとしましては、その許可で同じような同じ設備の名前のものが、
0:34:12	中から出てくるものがありますけれども、それについて徐々に入れ替えとかしますとも、またそれも漏れの件の原因なのかなということもありましたので、そういったところは前の許可の本文の
0:34:29	安全機能の表とかの位置構造の表ですねその登場順番を、一番基本に置いて一番それに従った順序に整理していました。同じ
0:34:45	ものについては第三次の設工認のコメントもいただきまして、違う管理番号ってたらまるで違う番号のように見えましたの。
0:34:57	見えるので、そこは同じ管理番号を送るといった整理の仕方を、3次設工認のほうから見直してはいてそれは当初しておりますので、それも踏まえましてその見やすさという点につきましてはもうちょっと、
0:35:13	括弧にしたいと思います。第5次設工認申請の最終断面におきましては、この入口となりますページの表2がですね、全体全体を閉めず、
0:35:31	目次。
0:35:34	その申請対象の文字になるようなイメージで、第5次申請の設工認の書類の方も整理を考えています。以上です。
0:35:46	原子力規制庁ナガイです。そういう整理で、我々、今、私の方のコメントしたのもそういう趣旨でお伝えしましたので、その方向で再確認をしてください。
0:36:00	原子力規制庁ナガイですが、次の確認なんですけど審査会合でもう一つ、私の方から
0:36:10	ちょっとお伝えした。
0:36:12	内容になるんですけども、
0:36:17	えっとですね申請、今度は申請した設備機器、今回は建物ということで第2加工棟の閉じ込めの安全機能負圧について記載がないですよということで、
0:36:32	審査会合でお伝えしました。これは1例であって、今度は申請した第2加工棟の安全機能がどこにいいかという課題に書くことに求められる安全機能として、
0:36:49	何が求められているかということで、仕様表のほうにはそれぞれえっとですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:58	技術基準に基づく仕様ということで、20 ページから設計番号が条文に沿ってですね 4.1B1 から始まってずっと書いてあるんですけども、それに対応した管理が先ほどご説明のありました。
0:37:14	技術基準に対する適合の一覧ですね。
0:37:21	これがですね、
0:37:23	ページで、
0:37:29	828 ページですね申請書ではこれは審査会合資料にもありましたけれども、ここにまず
0:37:39	第 2 加工棟一番トップで出てきてますけれども、ここの第 2 加工棟の
0:37:46	Mだけでなく設計番号が上に条文の下に振られてます。ですからもうここでもなんですかね、技術基準の要求に対して設計が、
0:38:02	漏れているとも建物の仕様表の方にも漏れてしまいますのでどっちが先かっていうのはあるんですけども、許可を踏まえた上で、それぞれ技術基準に対して整理をした設計番号、
0:38:16	これが漏れないようにということで今日は閉じ込めの負圧のほかに換気であるとか幾つかご紹介していただきましたけど、そういう建物に求められる安全機能については、ここで漏れないように、
0:38:34	全部すべての設計番号を入れた上で、
0:38:39	仕様表に具体的な負圧であるとか、換気量であるとかそういうものを、が記載されているというのを、すべての要求事項に対して確認をしてくださいということですね。で、該当しないものは別に
0:38:57	該当しないの仕様表に書く必要ありませんけれども、添付のですね技術基準の適合説明書のところに、これ適応しない条文についてはこれこういう所ことで適合し、
0:39:12	何ていうんすかね、要求されていないというような形で一言コメントというか説明を適用しない理由を書いていただくようにしているかどうかというのを再確認してください。
0:39:31	原子燃料工業の岡田です。承知いたしました。許可の建物に対してどういった仕様が求められているかと言ったところをすべて洗い出した上で、1 回でして設工認申請するというイメージで仕様表。
0:39:51	起こしてですね、そこから引き算するような形で今回適用するしないと言ったところも含めて補償取るということを、
0:40:07	そして添付書類、2-828 ページから始まる表についても、そういった観点でもう一度見直して、せええ整理いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:20	はい、原子力規制庁ナガイです。見直しの方向はそれでいいと思います。具体的に確認したいんですけども、先ほど仕様表の方でアンダーライン、下線が引いてある設計については次回以降という話。
0:40:36	だったんですけども、そうすると 3828 ページの設計番号はいろいろ追加されていると思いますがそれを取った上で、そこは今この表で言えば三角が次回。
0:40:51	以降の申請で適用確認を行う予定のものとなるのか、もしくは、どういう趣旨でアンダーラインを引いているのかこれはこれでもう今回の申請で例えばその負圧の設計仕様については、
0:41:06	この第 2 加工棟としての負圧の設計でクローズするのもしくは気廃系の関連する設備も含めて、段階で適合確認を受けようとするのか、どういうふうに進めようとしているのか。
0:41:25	説明してください。
0:41:32	原子燃料工業の岡田です。今回の第 2 加工棟の建物を申請するに当たりましては、建物の積み残しがあるとなるともその建物自体が
0:41:47	今回申請対象
0:41:51	ではの資格がないというような整理をしておりましたので建物の方については、先ほどその閉じ込め機能のところについては、整理の上では気体廃棄設備の方だけに考えていましたので丸はついてませんでしたけれども、
0:42:09	この建物の側の方にも閉じ込め機能があるんだということは明確にした上で
0:42:18	次回以降ではなく今回のほうでマルを付けるという整理にして考えていますので、その残る具体的な実際にその負圧をするための
0:42:31	気体廃棄設備ですね。それは次回の第 5 次申請で出てきますので、それは設備側ということで次回以降の申請のところで閉じ込め機能というところ。
0:42:45	がこのするところで三角ということで、この添付書類の後ろの方ですね 800。
0:42:54	36 ページ。
0:43:00	追加したいと考えてます。以上です。
0:43:04	原子力規制庁ナガイですと今のご説明だと、仕様表の今、27 ページの閉じ込めの機能の設計番号を今 10.1-F1 は、下線が
0:43:19	引いてありますけれども、この下線の意味というのは、今回申請じゃなくて、次回以降申請するという趣旨で、10 と 16 番の注記、
0:43:33	閉じ込めの機能の(16)の注記があるんですけども、その説明と矛盾しているように思うんですけどいかがでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:45	原子燃料工業の岡田です。27 ページのその閉じ込め機能のところに下線を引いてますのは、その下線を引いた本も含めて、今回その何かこの周辺のさい最終形ですね。
0:44:00	まず書いてその下線部が次回以降の申請として残ってますよと設備が残ってますよということを確認示すところが下線を引いています。
0:44:15	それを次回表にもまとめて後ろの添付書類の 2 の星取表にも反映させるという。
0:44:24	流れで考えてます。
0:44:27	はい、原子力規制庁ナガイです。いろんな考え方あるので一概に駄目っていうことはないんですけども、
0:44:36	要は設備間の取り合いっていうんですかね。
0:44:43	建物として安全機能を求められている、いわゆる室内を負圧に維持するということに対しては今回申請するということであれば、争点は明確にした上でその下線の意味ですね。
0:45:01	もうこれで終わりなんだけど次回以降っていうことであれば、そういうふうにわかるように書いていただければと思うんですけども、私が今最初の説明と今後ですね、次回以降、いわゆる取り合いと取り合いっていうか負圧を
0:45:21	立たせるために気廃系設備、
0:45:25	とかそういう関連するのがあるものがアンダーラインっていうふうにはちょっと読めなかったんで、
0:45:31	そこはそういうことで整理されているならそういうやり方も一つあると思います。一方で、今度 5 次の申請のときに、このアンダーライン、下線が引いたのはどういうふうに、
0:45:48	借りるといいますかね。今次回以降申請ということで、次回表がですね、ページの後ろの方にですね。
0:46:00	続いてなんですけど、今日の資料の
0:46:06	39 ページにつけていただいたんですが、
0:46:14	恒例のいや、これだけ残ってるってことをですね、それが普通の 5 次で全部申請された段階でこの第 2 加工棟の仕様表というのはどのように、
0:46:30	なるんでしょうか。そういうふうに最後の形ですね。
0:46:34	どのようなイメージを持っているのかちょっと説明していただけますか。
0:46:40	原子燃料工業の方です。5 次の申請書にもこの第 2 加工棟がの仕様表をもう一度登場すると考えておりましたその際は、今、
0:46:55	仕様表に下線を引いてるところが下線部がなくなって、
0:47:04	他の下線棒引いてない部分等を同じこうなると、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:10	いう
0:47:12	イメージをしております。
0:47:15	さらにですね、第5次ではその代わりとられているかどうかということも示すような表を
0:47:29	添付のほうにつけようと考えてます。
0:47:34	原子力規制庁ナガイです。そういうことであれば今41ページの別表班の2-1の中で、次回以降の申請により適用するのを確認する範囲の表があるんですけど、これを左側に持ってきてその右側に
0:47:50	第5次申請で今回仮やいわゆる今回適用確認しましたっていうのをもれなく記載して、していただくということで対応するのであれば、そのところは、
0:48:08	添付じゃなくてですね、申請書の仕様表、ここの5次のときにもう一度つけると言ったんですって言われてましたけど、下線をとってしまうと、もともと4次で人その認可を受けた設計、
0:48:24	それから下線が取られた部分がどうかっていうのがわかんなくなってしまうので、最終の形の際は下線を取った部分がわかるように、この表を、この表っていうのは41ページの表の右側に、ここの部分を取りましたっていうのがわかるようにするため、
0:48:44	ですね、これを今度、次回以降、適用する範囲ではなくて、今回適応を確認する範囲として、セットですね、何かしていただくとか、何か工夫が必要かと思えます。
0:49:01	が特に添付の説明書の後ろの下の方に入っていると、日程認可をどこまで受けてどこまでの安全機能を認可を受けたのかというのが一番のポイントになりますので、そのところは、
0:49:17	漏れのないようにというか、きちんと管理をするようにしてください。
0:49:26	原子燃料工業のオカダです。仕様表本文に近い場所で
0:49:38	その時の設工認で認可された範囲が明確になるように検討いたします。
0:49:56	規制庁小澤です。ちょっと今までの説明でちょっと理解できないところが仕様表の方で、
0:50:07	閉じ込め機能のところは今線引いてあるところの負圧のところ、ここを先送りするっていうことであれば、
0:50:17	後ろの添付のところの表のですね、安全機能施設設備に対する安全機能の一覧のところも、
0:50:26	第2加工棟に対して三角になっていて、仕様表とリンクした形になっているっていうふうな理解はいるんですけども、オカダさんの説明はそこは違って、設備に持たせるのでっていう話だと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:42	ちょっとリンクができていないので、ご検討いただきたいんですけどその点を、
0:50:53	原子燃料工業のオカダです。添付書類の 828 ページの方でもその建物との取り合いがあるとか建物に施している設備等々の建物との
0:51:11	取入れの関係までが表のほうでうまく表現し切れて、
0:51:19	なくてですね
0:51:21	完全に建物本体とその附属設備とか寸断された状態になってその辺りがちょっと見えにくいようにはなっているということを確認しておりますのでその点改善していきたいと考えます。
0:51:37	規制庁小澤です。その上で、またこの表示をふやしたりすると、もうどんどんわかなくなるので、これは単純に三角にすればいいんじゃないんですかっていうふうに私は考えています。
0:51:53	だって、この後の次の時に確認するわけですから、だから気廃系の設備のところのも、次のところにそれがマルになると、第 2 加工棟のところも今回は三角でそれ次回で丸になると、そういう管理でいいんじゃないのと思うんですけども。
0:52:11	ちょっとご検討ください。
0:52:17	原子燃料工業の岡田です。今のご指摘も踏まえて検討いたします。
0:52:27	あともう 1 点なんですけど、各
0:52:32	仕様表の我々に対する見せ方なんですけれども、
0:52:37	要するに先ほどナガイの方からも言った通り、仕様表で一目で、今回我々が確認すべきものを我々に確認していただきたいものを、
0:52:49	先送りするものっていうものが見えるようにしてくださいっていうお願いに対して、依頼に対して、下線を引きましたところの下線を引くっていうのが、
0:53:01	この後ですね。
0:53:03	おそらく今回の申請でも、
0:53:05	ずっと今までの申請です、先送りするって言ったものをこの今回の申請で刈り取るものも存在してるの。うん。
0:53:17	ではないかと思うんですけども、その見せ方として、それを仕様表の中でですね、新たにこう出てくるものについて、先ほど永井も言いましたけど、きちんとわかるように同じ下線を引くと今度わけわかんなくなるので、
0:53:34	見せ方をきちんとしてくださいということです。ちなみに MNF でいくと、
0:53:43	今回今見出していただいている表は、2-1 の第 2 加工棟に相当するものについては、次回以降申請という形で後ろにこう書いていただいて、括弧書きで書いていただいているような状況になってます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:53:56	それでもって、この次に出てくるときに、確認するところに赤アンダーラインを引いていると。
0:54:03	そういう形で識別をしています。
0:54:06	ですので、きちんと識別できるように我々は確認できるような表記を検討ください。
0:54:18	我々の希望はもう事業者ごとに異なると、同じタイミングでし、我々審査しているものですから、
0:54:29	見方がこう変わると混乱しますで同じものがまた審査しているものですから、そこら辺を配慮いただければと思います。
0:54:40	以上です。
0:54:45	原子燃料工業のオカダです。他社の事例についても十分参考にいたしまして、下線の引き方等もですね、表現が
0:54:59	合うように検討いたします。
0:55:06	はい、原子力規制庁ナガイです。はい、検討してください。
0:55:12	これは今確認したのは第2加工棟の今回と次回以降の次回五回しかないんですけど今んとこ関係で確認したんですが、これまでですね、第一次と第三次設工認で、
0:55:30	も同じように、次回以降の申請で適合確認する予定の範囲としてるものが、例えば原料保管設備のD型No.1とかですね、そこらの仕様表に同じようなのが、
0:55:45	添付されてますけど、その時に例えばその複数ユニットの臨界安全は第2加工棟で確認するとしているものがあるんですけど、これは今回第2加工棟が出ていますけど、過去に申請したものを、
0:56:03	今回どう今のその考え方を適用するとどのように、刈り取るように検討しているのか、説明をお願いします。
0:56:20	原子燃料工業の岡田です、第一次設工認第三次設工認で
0:56:27	次回以降に積み残しているものがあるということは認識した上で戸田経営層、そのほとんど第1節、例えば第1節今年ですと、ほとんど第2加工棟の
0:56:43	建物の中にある設備で、第2加工棟の建物のほうで担保できるような設備を項目コードでございますので、その点については今回の
0:56:59	例えば臨界
0:57:04	隔離壁が30、
0:57:06	.5センチ以上ですと、というようないった内容のものについてはも今回の第2加工棟の建物の確認をしたことで、確認できるというか考えておりますのでそういうところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:24	今回の4次の段階で刈り取れてるということが明確になるように、ちょっとその他でちょっと添付書類、そういった方針しか書いてませんので、もうちょっとわかるような記載を検討いたします。
0:57:46	原子力規制庁ナガイです。その検討していただくにあたってですから、今の考え方をね、今回その第2加工棟で次回以降に送ったものを送る予定にしているものと、それから、
0:58:01	一次設工認三次設工認で申請したものを次回以降、第2加工棟と、その他の気廃系とかありますけれども、そういうもので刈りとるってところをどういふふうだね。
0:58:17	するかも考えて、全体として考え方を統一した考え方で対応してください。詳細にはさっきオザワが伝えましたけど、先行他社の事例なんかも参考にしながら、していただければと思います。
0:58:39	原子燃料工業の岡田です。承知いたしました。
0:58:44	原子力規制庁ナガイです。ちょっとここで今いろいろ壁の厚さとか出たんですけど、マスキング情報っていうかなるような、できるだけ話さなくても結構ですので、具体は大体書類の中見ればわかりますから。
0:59:00	材料だとか壁の厚さとか、そういうところは発言しなくて結構ですので、お願いします。
0:59:13	原子燃料工業オカダです。承知いたしました。気をつけます。
0:59:22	原子力規制庁のタケダでございます。それでは最初の議題の審査会合の指摘事項に対する対応方針についての説明は以上となりまして、続きまして申請書等の事実確認を行って参ります。
0:59:39	流れとしましてはまず設備機器の地震耐震関係。次に被覆施設、
0:59:47	次貯蔵施設、
0:59:50	そして次にモニタリングポスト、
0:59:54	そして最後に第2加工棟と第5廃棄物貯蔵棟の主に地盤耐震の事実確認を行って参ります。
1:00:05	それでは最初に設備機器の実施、地盤耐震関係の事実確認をヨシムラの方からちょっと確認させていただきます。
1:00:33	規制庁のヨシムラです。
1:00:36	今から今のタケダの方から説明がありましたように申請書の内容についてちょっと個別にコメントしますが、ちょっと私の方からは、
1:00:48	今説明ありました設備については、全体的に設備横断的に
1:00:55	私のコメントを
1:00:57	説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:00	内容的には耐震、また耐震以外のものも、例えば落下防止とか、
1:01:07	閉じ込めに関する部分も入ってますので、
1:01:10	そういったものは適宜
1:01:13	これからのフローされていきますので、
1:01:16	とりあえず、そういった観点で全般的な主に図面、それから、
1:01:22	仕様表、そういったものを中心としたコメントを、ちょっと今からご説明します。
1:01:32	まず第 1 点目なんですけれどこれ被覆施設について、今から数件。
1:01:38	確認させていただきます。
1:01:40	まず
1:01:43	ベレット編成挿入機ナンバーは、
1:01:47	波板移載部というのが、
1:01:51	これは資料表で言うと 328 ページ、図面で見ていただいたほうがいいかと思 いますが、図面は 400、
1:02:00	2 ページに、
1:02:01	設備の仕様が載ってます。
1:02:07	その中で特に図面を見ていただければいいと思うんですが、
1:02:12	今回ロボット等が
1:02:17	いわゆる波板移載部の一部の構成設備として、
1:02:22	交換するという形で載せられてます。
1:02:28	で、耐震評価の中でもうロボットのOについてはちょうどロボットの据えつけ部 分ですね。
1:02:37	ここについて耐震評価がなされてますが、
1:02:42	ロボットそのものの
1:02:46	例えば重量とか形状はここに作業中の形状が入ってますが、
1:02:53	評価に必要な形状とか、それから、当然重量がボルトの評価をするときには 効いてきますので、
1:03:03	どういった重量制限でやってるかというような記載がちょっと見当たりません。 それとこのロボット自体が、
1:03:11	仕様表の中には特に取り上げられてないんですが、これは
1:03:18	構成機器にもない、記載されてないということなので、どういう取り扱いされて いるのか、ちょっとご説明あわせてご説明お願いしたいと思います。
1:03:42	少々お待ちください。
1:04:02	現行のものでございます。まず 1 点目のご質問で、重量とか重心位置等につ きましては、こちらの形のロボットの情報はありますので、その情報を使って、 この取付ボルトからの距離だったり、重心高されたりといったものを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:21	動作中の中で最も保守的になるような位置に設定しまして、取付ボルトの評価のほうを行ってございます。
1:04:28	ロボット自体につきましては耐震評価を特に行っているものではお聞きになりますので、ロボット自体については耐震評価を行ってございません。
1:04:36	あと仕様表の中でロボットを記載していない件なんですけれども、こちら、このロボット自体が波板移載部装置になりますので、本体に当たるということで、構成機器というところには書いていないものです。
1:04:52	ただちょっと今ご指摘ありましたようにちょっとわかりにくい面もありますので、構成機器の中にその際ロボットという形で書いた方がよりわかりやすいかと思っておりますので、ちょっとそれを記載を追加することも含めて検討したいと思います。以上です。
1:05:10	規制庁のヨシムラです。説明わかりました。まず仕様表の方に構成機器でも結構ですので、載せていただきたいと思っております。また重量とか形状が当然評価上制約を持つてると思っておりますので、
1:05:29	そういった制限値があれば、あわせて記載をお願いしたいと思います。
1:05:37	それでは次年度でございます。
1:05:41	承知いたしました。
1:05:54	であれば、規制庁のヨシムラです。
1:05:59	次に数件ですが耐震それから耐震以外の落下防止とか、それからもう一つは未臨界上の形状制限を与える。
1:06:11	制限棒みたいのがありますがこういったものを確認する上で、ちょっと図面から読み取れない点がありましたので今から
1:06:20	一つちょっと説明しますので、それについて見解をご説明いただきましていただければと思っております。まず燃料棒の搬送設備のナンバーワンの燃料棒のトレイ細部というのが、仕様表でいきますと 359 ページで、
1:06:40	図面でいくと 421 ページに図面が載せて載せられてます。
1:06:47	一応
1:06:50	平面図上はですねこの移載機の特にレール部ですね、どういうところを走行してるのかっていうのは、平面図上でわかりますが、
1:07:02	立面図上からは、どの位置に取りつけられているのかというのが読み取れません。
1:07:09	この辺の点については確認の上、
1:07:16	必要であれば、取付高さについて明示をしていただきたいと思っております。
1:07:21	一つ目はこれです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:26	原燃工の小野でございます。承知いたしました図面の方にレールの高さ位置とわかるような修正をさせていただきます。
1:07:34	原子力規制庁のヨシムラです。次同じく図面関係ですが、ペレット編成挿入機のナンバー2-1。
1:07:46	ペレット保管箱の搬送部というのが、図面の何ページで言いますと 439 ページ。
1:07:55	それから 440 ページ。
1:07:59	2、
1:08:02	図面が
1:08:05	載せられてますが、一つはこの図面が非常にちょっと見にくい。
1:08:11	ので、例えば
1:08:15	439 ページに平面図が載ってますが、
1:08:20	例えば■■■■、
1:08:23	■■■■について、
1:08:25	特別がちょっとレール上に
1:08:30	レール上ですか、■■■■の
1:08:33	どの範囲が■■■■程度の範囲が■■■■についているのがこの図面上からちょっと読み取れめできません。
1:08:40	それから 440 ページに
1:08:43	■■■■の拡大図という、上が載って断面を断面図が載ってますが、
1:08:52	断面図がどの断面を、の位置を示しているのかが記載されていないので、ちょっとこの断面の位置がわかりません。
1:09:02	特にこの■■■■以外の 2 が相対する位置にあるということになりますので、
1:09:09	閉弁配置図、先ほどの平面図とどういう関係にあるのか、ちょっとわかるようにしていただきたいと思います。
1:09:16	これがペレット編成挿入機に関する確認点です。
1:09:25	原燃工の小野でございます。わかりにくい図で申し訳ありません。そのあたりわかりやすく、あとは必要な情報を適宜追加して、その他のわかりにくいところもあわせて確認の上、修正させていただきます。以上です。
1:09:40	原子力規制庁のヨシムラですけど、同じく続けますが、燃料棒の解体装置のナンバーツーですねページで言いますと、
1:09:55	仕様表で言うと 382 ページ。
1:09:59	それから材料一覧表で言うと 383 ページ、少しページ戻りますが、
1:10:06	そこに仕様表が
1:10:09	ペレット編成挿入機、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:13	すいません。
1:10:17	燃料棒解体装置ナンバーツールの材料一覧が、
1:10:22	383 ページですか。
1:10:37	383 ページに燃料棒解体装置ナンバーツール材料一覧というのが別表の一番下に載っていますが、これは一応図面の確認しますとSTEP
1:10:50	ストッパーの部分これは 1 から 8 なんですけどそれから高さ制限棒というのがありますが、
1:10:57	図面で言いますとこの高さ制限棒とストッパーを兼用している。
1:11:03	ものが数点ある。
1:11:07	数点確認できますので、例えばストッパ 2 とかストッパー 1003 はこれは高さ制限棒も計上しているの、そういったものはこれは記載上の問題ですが、ちょっと区別してわかるように記載いただきたいと思います。
1:11:25	原燃工のでございます。承知いたしました。商標の方で区別識別できるように記載のほう修正させていただきます。
1:11:31	今の点に関してちょっと図面のほうで確認したいんですが、
1:11:36	442 ページ。
1:11:49	442 ページに
1:11:52	燃料棒解体装置ナンバーツールの
1:11:58	これは時落下防止。
1:12:02	それからですね、
1:12:06	多分臨界上高さ制限をやっていると思うんでそういった高さ制限棒の位置がその次の
1:12:14	443 ページ等に記載されてますが、
1:12:22	442 ページで示しますとこのストッパーの
1:12:27	特に固定方法。
1:12:31	高さ制限をしている部分ですかね。ちょっと固定方法があるとこれわかりません。
1:12:39	ちょっと落下防止対策でなければ特に必要ないと思いますけど、ちょっとこの固定方法がわからなかったのと、それから次のですね 443 ページで、
1:12:57	ストッパー 2 件高さ制限棒ストッパー 3 件高さ制限棒ということで、
1:13:04	厚さ 9.8 センチ以下とする。
1:13:07	ための制限棒を取り付けてますが、
1:13:11	記載してる寸法がまちまち同じ制限なんですけど、記載寸法が例えばストッパとストッパさんかなり値が違いますが、これ沢山この丈違うという意味合いがちょっとわからなかったの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:25	この制限棒の高さ制限と実際の設計がどうなってんのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。
1:13:34	図面に関しては以上です。ちょっとわかる。
1:13:38	範囲で今ご回答いただければと思います。
1:13:47	原燃工の小野でございます。
1:13:49	高さ制限棒の構造のところなんですけれども、
1:13:53	ちょっと
1:13:56	構造私もやとすぐこの場でちょっと
1:13:59	回答し切れないところがあるので、
1:14:04	追って回答コメント回答等で回答させていただければと思います。あとこの辺り、かなりわかりにくいところがありますので、他の設備で鳥瞰図みたいなものをつけて、全体構造がわかりやすい似ている図面というのはちょっとポンチ絵のようなものになりますけれども、こういうわかりにくいところにつきましては、そういう鳥瞰図みたいなものをつけることで、わかりやすい形に
1:14:24	全体通じて修正をさせていただきたいと思います。
1:14:28	はい。規制庁のヨシムラです。今ちょっとおっしゃった通りやっていたらと思いますが、全般的にいえるのが、図面が非常に
1:14:39	見づらいんですね、見づらいっていうか、
1:14:43	後、後で追加してる寸法とかそういったものと合わないところとか、細かい点で見づらくなってますので、もうちょっとこれ全体的に図面をですね正しく
1:14:54	確認できるようにちょっと、ちょっと確認の上に直せるところは見直していただきたいと思います。
1:15:04	目黒承知いたしましたのです。
1:15:10	それから最後の図面関係最後の1点ですが400同じく446ページのところに、
1:15:18	燃料棒搬送設備No.9 というのがありますが、
1:15:23	この中で安全カバーっていうのが上の方に状mの方についてますがこの安全カバー、
1:15:29	これもちょっと体とどういう形状してるのかわかりませんので、この辺もわかりやすい図に
1:15:38	つけて、わかりやすい図を付け加えていただければと思います。
1:15:45	原燃工の小野でございます。承知いたしました。
1:15:50	あと規制庁のヨシムラです。ちょっと今まで図面の話しましたが、これからちょっと2、3点耐震評価の中身について確認させていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:04	第 1 点ですね、脱ガス設備ナンバーワンの真空加熱炉部っていうのが、図で言いますと 408 ページ。
1:16:14	2、
1:16:22	408 ページについてはお願いついでと思います。これ真空加熱炉部はいわゆる燃料棒のトレー燃料棒等で収納するいわゆるチャンバっていうのが、
1:16:35	一番これ心臓部になる。
1:16:39	加熱炉の心臓部になるところだと思いますがこれが
1:16:43	仕様表 340 ページにあるんですが、チャンバーはその他の
1:16:49	その他という位置付けで、共同部材に含まれていません。
1:16:56	チャンバーは燃料棒等でトレイの支持構造物になると思いますが、
1:17:01	これ地震時の健全性についてはどのように確認されているのか、ご説明いただければと思います。
1:17:15	現行のものでございます。チャンバー真空チャンバー本体につきましては、本体がまだ十分上部の構造をしておりますので、チャンバ自体の構造の評価までは行ってございません。こちらの方、それを支える方の方が十分させていけば問題ないというふうに、
1:17:33	な形で耐震評価のほうを行ってございます。
1:17:41	規制庁のヨシムラです。今
1:17:45	十分剛であるというようなご説明だったと思いますけど、ただ、今いただいている
1:17:53	積める、それから主要評価だとですね、
1:17:57	チャンバ部の
1:17:59	耐震性について読み取れません。
1:18:02	もし具体的に
1:18:06	こういうことで評価が必要ないということであれば、具体的な仕様について示していただきたいと思います。
1:18:19	原燃工の小野でございます。承知いたしました。
1:18:27	規制庁のヨシムラです。次に
1:18:32	考え方としてはおんなじような指摘なんですけど、
1:18:35	前回の面談でちょっと確認させていただいた点でもありますが、
1:18:42	燃料集合体保管ラック、これはちょっと核燃料物質の貯蔵施設のほうに飛びますが、
1:18:49	燃料集合体保管用ラックC型とD型というのが、図面で言いますと 476 から 478 ページにかけて、
1:19:00	燃料ラックの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:19:02	仕様表主要構造が載せられています。
1:19:07	それで、これ前回確認させていただいた点ですが、
1:19:12	燃料集合体を収納する保管用管の取り付け場状態、これは
1:19:20	実際
1:19:23	いわゆるかんというよりも実際床加工の方に
1:19:29	初めから取り付けられているという、確か前回ご説明だったと思いますが、
1:19:35	燃料集合体保管用缶です。
1:19:40	これも先ほどと同様に、強度部材に含まれていません。
1:19:46	ということは耐震評価の対象外になってますが、
1:19:50	これは地震時の健全性についてはどのように考えられているのか、説明をお願いしたいと思います。
1:20:01	原燃工の小野でございます。ここの缶自体は強度部材としての役割を持っておりませんで、中の集合体をここの位置におさめるというものだけですので、耐震の強度を持たせているのはあくまでその缶を外から支えている架台の梁柱というふうに
1:20:18	評価しておりまして、課題の評価をしております。
1:20:24	規制庁のヨシムラです。
1:20:28	燃料集合体を保管用ラックのですねこの
1:20:35	保管容器間の
1:20:40	間隔ですね、これは臨界制限値がついてると思うんですが、
1:20:46	この臨界制限値に対して
1:20:51	地震時に強度を
1:20:54	評価していないということは、
1:20:57	これらの損傷によって、この臨界制限値が守られなくなるということはないんでしょうか。
1:21:08	原燃工の小野でございます。
1:21:10	構造的に集合体保管庫の間の中で集合体が配置されているんですけども、この間の中で、集合体が動いて管理に当たると、その管のすぐ背中部分に梁が存在しまして、この管理は平面に対して垂直方向に圧縮力が働くだけになります。
1:21:30	ですので、この間が1個の変形して、その臨界寸法を逸脱するような変形は生じませんので、これは強度部材ではなくて、ただの収納する缶で実際にこの形状担保しているのが課題ということで型についての耐震評価を行っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:21	原燃工の小野でございます。今のちょっとご説明なんですけれども、先日、前回の面談ヒアリングでも、この間がどういうふうに固定されているかの図面がないということで、それは次の補正でつけさせていただきますと、いうふうにご説明しました。今私が口頭で説明した内容も、その固定化、
1:22:41	音とかの図がないと、多分、非常にわかりにくいものになっているかと思しますので、その新たにつける図をつけた形でご理解いただけるような形で説明をさせていただきますと思います。
1:22:57	規制庁のヨシムラです。わかりましたじゃ
1:23:02	図面。
1:23:04	構造を添付していただくのに合わせて、どの、どのよう、今ご説明あったようなことを考えられているのかということをし記載していただければと思います。
1:23:18	以上のような対応をお願いしたいと思います。
1:23:23	原燃工の小野でございます。承知いたしました。
1:23:30	規制庁のヨシムラです。
1:23:32	次に
1:23:35	これはちょっと耐震構造とちょっと関わりありませんが、廃棄施設でおそらくドラム缶をですね、移動したりとか使っていると思います。そういった内容に関してですね
1:23:53	ちょっと記載の内容についてちょっと確認させていただければと思います。これ537 ページなんですけど、
1:24:18	すいません。500、規制庁ヨシムラと537 ページに、
1:24:22	一番最後のところにですね今回第2 廃棄物貯蔵
1:24:28	棟からですね、
1:24:34	と第5 廃棄物貯蔵棟に放射性気体廃棄物を移動させて保管廃棄するというふうに書いてますがこれはドラム缶の位置を移動してドラム缶で、
1:24:48	保管廃棄するというふうにご理解してますが、それでよろしいのでしょうか。
1:24:56	原子燃料工業のフジワラでございます。液体廃棄物につきましてもすべて、それ専用のドラム缶に収納しております。だから今後、今回もですね土台に入り、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> に置いておりますものを、
1:25:12	第5 廃棄物貯蔵棟完成後にそのままドラム缶の形状で移動さしてと固縛していくという形になります。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:28:51	トレイルだけだと認識していますけども、ちょっと他になかったかというのが今確認ありませんので、
1:28:58	確認をさせていただきます。
1:29:02	規制庁のヨシムラです。わかりますかの対象が明らかであれば、これはあまりと同等というよりも、わかりやすく
1:29:12	計算の一覧表だけで見ますとレールぐらいしかちょっと私もわからなかったの で、これは確認の上、明確な記載をお願いしたいと思います。
1:29:27	原燃工の小野でございます。承知いたしました。
1:29:31	あと、規制庁ヨシムラですねと一覧表が 1024 ページに載っていますが、
1:29:38	この中で
1:29:44	1023 ページのところで
1:29:59	失礼しました、1024 ページですね。
1:30:02	等をモニタリングポストの基礎部の
1:30:07	Aと水平震度 0.15 を使われてます。これ多分、地下震度を
1:30:13	から、割増係数掛けてると思うんですが、これ、この点、この
1:30:20	震度の採用を理由に、出典について特に記載が見当たらなかったのですが、 もし記載が建物法等等でもなければ、こちらの方に
1:30:36	この水平震度の
1:30:40	考え方について
1:30:43	説明を追記しておいていただければと思います。
1:30:49	原燃工の小野でございます。承知いたしました出展根拠を追記の方さしてい たきます。
1:31:30	原子力規制庁のタケダでございます。先ほどモニタリングポストの基礎の設計 に関するところなんですけれど、水平震度の 0.15 とあるんですけれど、それ に対して耐震重要度分類が 2 類となってるんですけれど、
1:31:48	耐震設計に用いる水平震度っていうものは 0.15 に 2 類の割増係数を乗じた 水平震度で行うということよろしいんでしょうか。
1:32:16	少々お待ちください。
1:32:38	原燃工の小野でございます。今ちょっと答えかねますので、こちらの確認の方 ささせていただきます。
1:32:44	タケダです。わかりました。お願いします。
1:33:35	規制庁のイケナガです。設備関係特に被覆設備につきまして、若干コメントを させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:47	各設備ごとで一応やるんですけども、その設備以外にも類似の案件があると思いますので、それは水平展開をして検討していただきたいということでございます。
1:34:04	まず
1:34:07	323 ページ目の
1:34:10	ペレット編成挿入機ナンバーワン。
1:34:14	ペレット保管箱置部
1:34:16	ですか。
1:34:18	ここで二つぐらい減って、
1:34:22	ここだけの話じゃないんですけど、先ほど申しあげましたように他の設備も、
1:34:28	同じような使い方だと思いますので、そういうことで聞いていただきたいと思ます。
1:34:34	臨界のところですね臨界隔離壁ということについて、
1:34:41	等を
1:34:43	第 2 の 4 領域というの被覆設備が収められてるとこなんですけども。
1:34:50	ここでは臨界隔離壁が
1:34:53	ないというような判断をしたのですが、それでよろしいでしょうかという、
1:35:00	確認です。
1:35:03	114 ページの図、
1:35:06	図のハ-2 の 1-1-1。
1:35:10	ここで第 2 の 4 の領域の図がありまして、
1:35:14	ここで臨界隔離壁が書いてございます。
1:35:17	ここで見ると、第 2 の 4 の領域では、隔離壁はないというように読めると思ます。
1:35:25	で、
1:35:27	もっと大きな図ですね、図の
1:35:30	ページでいくと 393 ページとか 395 ページに絵がございまして、ここですね、太い黒線が書かれてます。
1:35:44	これが臨界隔離壁なのかどこかで多分そうじゃないと思うんですが、結論からすると、第 2 の 4 領域には臨界隔離壁はないと、そういう判断をしてよろしいかという確認でございます。
1:36:09	原子燃料工業のフジワラでございます。まず先ほどまず最初にお話のありました 114 ページですね、こちらに示しておりますのが、臨界隔壁でございますんで、同ご指摘のように第 2 の 4 領域内にはなくてですね他の領域との

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:29	間にはいくつかの臨界隔離がございます。さらに 395 ページでですね、これ太く示しておりますのは部屋間を示しておる境界でございます、これは臨界隔離壁を示したものではありません。
1:36:47	ちょっと太すぎるのでちょっと
1:36:53	検討しますから、表現の仕方を検討します。よろしくお願いいたします。では続きまして規制庁イケナガですが、溢水につきまして、
1:37:05	第 2 加工棟 2 階の被覆施設は溢水の恐れがあるという理解でよろしいかという確認なんです。
1:37:16	902 ページ目の技術基準の説明、設計番号でいくと 12-1 の f-1 というところに表が載っております。
1:37:29	ここで溢水水位 6.5 センチというのが書いてございまして、これは許可でいろいろ検討されたものを受けての 6.5 センチだと思うんですが、
1:37:39	この 12-1 の f-1 の表の後半の方で、ラック C とか D 型にですね、没水高さのところアンダーラインになって、バーになってございます。
1:37:54	この理由が
1:37:58	ラック C, D の仕様表で見ますと、
1:38:02	溢水の恐れがない第 2 加工棟 2 階の ██████████ に設置するということが書いてありまして、このことが
1:38:14	バーになった理由だと思うんですが、それでよろしゅうございますかね。
1:38:23	原子燃料工業のフジワラでございます。6、さっきご指摘の溢水、没水水位 6.5 センチで書いた区域ですねこちらにはですね、配管等いろいろございましてそれが破断するという前提で、
1:38:41	あと区域もですね限定して限定というものをするとそこをから水が漏れないというようなですね、ことで保守的に評価して 6.5 センチ一方ですねこちら ██████████、こちらにはですね 1 水源となるようなものがございませんので、
1:38:57	没水はないということでバーを生かしていただいております。以上です。
1:39:04	規制庁のイケナガですが、理解できました。要は外部からの水も含めてですね、なんかその第 2、何ですかね。
1:39:18	██████████ が囲まれてたりですね、あの堰があったりそういうことでされて、低う同じ二階にある被覆そちらの施設の方には、そういうのがないかなと思っただんですが、今のお話では、溢水源、
1:39:33	があるかないかというのがポイントになってるとそういう理解でよろしゅうございますね。
1:39:42	原子燃料工業のフジワラです。ただちょっと図のですねちょっとお待ちください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:02	1 ページですね。
1:40:06	見ていただければと思うんですが、
1:40:09	そもそもですね、
1:40:13	今おっしゃったご指摘いただいている部分っていうのは、実線第二種管理区域になります。こちらにつきましてはですねそもそも内部溢水ですね、
1:40:27	評価の対象外という評価というのはですね溢水防護の対象となるものがすべて内という起伏されておりますので、ないという状態になります。
1:40:39	だからですね、こちらの [REDACTED] 周囲ではですね、遠いところではですね、水道管のようなものは当然ございますので、この [REDACTED] の中にはなくてですねさらに
1:40:57	こちらにはですね、毎日水が流れても、これは集合体ですので、問題ないのですが、そちらにはですね、水を流さないようにするという、許可の審査の時に指摘ございましたので、
1:41:16	一応堰は設けるようにしておりますが、例えばこちらに万が入ったとしてもですね集合体自体はですね全水没の評価をしておりますので、特に影響はないと考えております。
1:41:31	バーにしておりますのはよそからの侵入がないということと、あとこの部屋内には、
1:41:37	集合とか室内には溢水源がないということでバーにしております。以上です。
1:41:45	規制庁イケナガですが、理解いたしました。次はページ 325、ペレット編成挿入機ナンバーワンペレット保管場搬送部のところなんですけども。
1:41:59	この不法侵入の記載はこれは 1 例になると思うんですけども、他も同じような記載になってるんですが、
1:42:08	許可を読みますとですね許可の 20 ページ目あたりではですね。
1:42:13	不正アクセスを防止する措置を要求しているわけなんですね。
1:42:19	今の 325 ページ目を例にしますと、ここでは不正アクセスを遮断する管理と、
1:42:30	いうふうに書かれた書き方になってます。
1:42:34	A許可の記載からすればですね、情報システムが外部と物理的に遮断されている。
1:42:43	防止措置ですね。そういうことをここに書くべきでは、書くのではないかと思うんですがいかがでしょうか。
1:42:59	少々お待ちください。
1:43:11	原子燃料工業のカキノキでございます。続いてこちらの運転制御系のシステムはですね外部アクセス性、不正アクセスを遮断する管理と、いうことで記載

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	してございますが、こちらですね外部からの不正アクセスを受ける恐れのないように遮断すると。
1:43:28	いうことをですね保安規定の
1:43:33	不正アクセス防止というふ措置として行くと。
1:43:38	いうことで記載しておるも全部誤報でございまして、許可の記載とですね整合していると、いうふうに考えてございます。以上です。
1:43:49	規制庁のイケナガですが、私が申し上げたかったのは、許可の書きぶりからすれば、その防止措置をこれこれやってるよっていう書き方の方がいいんじゃないかということで、コメント差し上げたんですけども。
1:44:06	管理をしてるとい書き方はいかがなものかという感じなんですけども、もう一度ちょっと検討をお願いしたいと思います。
1:44:20	原子燃料工業のカキノキでございます。すでに今もやっております、保安規定に盛り込まれておる措置でございますがちょっとこの記載自体がですねかそういったご理解いただけるようなですね
1:44:36	できるかどうか検討するようにいたします。
1:44:40	規制庁イケナガですが、よろしく申し上げます。はい。
1:44:47	原子力規制庁ナガイですけど、今の質疑応答の件について確認したいんですけど、不法侵入防止でこの運転制御システムというのは、まず外部からの不正アクセスを受ける可能性がある、要するに外部と
1:45:05	繋がっているということなんでしょうか。
1:45:09	まず、まずそういう物で繋がっているのであれば確か管理するというのはわかるんですけども、どういう設備を使って、どのように遮断をするというその設備の指定の
1:45:25	設計はどのようになっているのか、ご説明申し上げます。
1:45:35	少々お待ちください。
1:45:56	お待たせしました原子燃料工業のカキノキでございます。こちらですね運転制御系システムはですね独立したシステムということで、他の一般系とですね隔離して管理しているというようなところで元から外部からのアクセス数ができはる後、
1:46:14	物理的に遮断しているというような状態を維持するように管理しているものでございます。以上です。
1:46:22	はい、原子力規制庁ナガイです。そういうことであれば、これは設工認で、いわゆるハードってか設備の認可、
1:46:32	ですので、技術基準の要求事項、
1:46:37	でもですね、外部からちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:46:46	技術基準の第9条をですね、不正アクセスを防止するために適切な措置が講じられたものでなければならないということですので、もう繋がってない確定するという設計にしているという、その
1:47:01	設工認の認可を受けるために、
1:47:06	受けるために設置設備の設計を記載するようにしてください。
1:47:21	あ、すみません、原子燃料工業のカキノキでございます。こちらちょっと
1:47:27	記載のほうですね、どのようにするか改めて検討させていただきたいと思えます。よろしく願います。
1:47:37	続きまして規制庁のイケナガですけれども、ページの403の図の2-2-4。
1:47:48	ちょっと403ページ開けていただけますでしょうか。
1:47:53	403ページの図でですね、赤の2点鎖線が書かれてるんですけど。
1:48:02	この説明が全然何も書かれてないんですけど、これはどういう意味なんでしょうか。
1:48:15	原燃工の小野でございます。こちらの方は設備の周りを囲むカバーとなっております、矢印の方で変更するものとして設備カバーというふうに注釈をつけております。こちらのカバー自体は特に安全機能を有するものではないので、来こういう位置にあるという位置を示すという意図でこういう形で記載のほうをしてございます。
1:48:38	規制庁イケナガですか、設備カバーですか。
1:48:43	前に括弧して変更できるか。
1:48:47	ちょっとパッと見てわかる人なんて、
1:48:50	ことを工夫していただきたいと思えます。
1:48:56	原燃工の小野でございます。承知いたしましたわかりやすいように工夫をさせていただきます。
1:49:00	規制庁イケナガですが、次はページ333、燃料棒解体装置ナンバーワンなんですけども。
1:49:11	図のA4、404ページ。
1:49:15	図の2のA3の1の(1)。
1:49:19	ここではですね局所排気に接続というような図になってございます。
1:49:27	こういう局所排気があるってことはですよ、ここで解体して、
1:49:33	何らかのウラン粉末が飛散するから、そういう局所排気が必要なんじゃないかと思うんですけども。
1:49:42	技術基準の十条の六項あたりにはですね、汚染の発生の恐れがある部屋は内部を負圧維持することという。
1:49:56	書き方がされてます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:58	そういうことであればですよ。もし微量でもウランの粉末が飛散すると心配であれば、
1:50:06	やっぱりこの仕様書の仕様表の閉じ込めのところ、設計番号 10-1 のf-2 としてですね、
1:50:14	そのような局所排気を設けているという記述があるんじゃないかと思うんですがいかがですか。
1:50:30	原子燃料工業フジワラでございます。従前よりですねウラン粉末が舞うような部分につきましてはですね、局所排気をつけてですね当然仕様表の方ですねやった上で面速をとっております。
1:50:46	一方ですね、通常、ペレットとかでもですね粉末が回らない部分でですね、ただペレット扱うような部分で風洞で囲ってるようなところについてはですね、そういうラドントロンとかそういったものがですね、
1:51:03	滞留しやすいということですねALARAということで、ここに限らずすべてのそういったフードを囲っているような設備ですね粉末が舞う回らないにかかわらず、
1:51:20	そういった局所排気は接続して、環境しているような部分が設備。
1:51:29	でございます。
1:51:30	これもですね粉末が舞うとかいういったものでつけているものではないので自主的な設置というふうに考えております。以上です。
1:51:42	規制庁のイケナガですが先ほど申し上げました技術基準の第 10 条の 6、汚染の発生の恐れがある。
1:51:53	という言葉がありまして、ここについてちょっともう一度検討していただいて、
1:52:01	やっぱり何ていうんでしょうね。それに対してやっているという。
1:52:08	意味合いがあるのであれば、閉じ込めのところにそういう対策を打ってるよって書けるんじゃないかと思うんですが、ご検討をお願いしたいと思います。
1:52:22	原子燃料工業フジワラです。組織検討させていただきたいと思います。以上です。
1:52:42	原子力規制庁ナガイです。ご検討いただくにあたっては、やっぱり技術基準に基づいて今ご説明のあった事項も含めてですね、核燃料物質、
1:52:56	による汚染かどうかという観点も含めて、一応まずご検討いただいて、説明いただければと思います。よろしく申し上げます。
1:53:07	規制庁のイケナガです。
1:53:12	どうぞ。
1:53:16	原子燃料工業フジワラでございます。はい。承知いたしました。過去の経緯も含めて少し検討いたします。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:29	規制庁のイケナガですが、この 404 ページの図ですけども、局所排気Bはですね、多分次回以降の申請になると思うんですが、図面にそのように何か注記か何かお願いしたいと思うんですけども。
1:53:48	いかがでしょう。
1:53:55	原子燃料工業フジワラです。はい、承知しました。
1:54:04	規制庁イケナガですが次は 338 ページの脱ガスナンバーワン真空加熱炉部のところですけども。
1:54:16	ですね、338 ページの仕様表の変更内容のところなんですけども。
1:54:25	ここにはですね、耐震補強等、空トレイの撤去、2 項目だけ書かれております。
1:54:33	ページの 319 ページの変更内容ではですね、
1:54:39	チャンバ 2 系統の撤去とかですね、これ耐震でしょうけどボルトの撤去追加、それからからトレイの置き台の撤去が書かれておまして、
1:54:49	結構大きな話だと思うんですが、チャンバ 2 系統の撤去というのも、この仕様表の変更内容のところには書いたらどうかと思うんですがいかがですか。
1:55:10	少々お待ちください。
1:55:34	原燃工の小野でございます確認して必要に修正の方さしていただきます。
1:55:42	規制庁イケナガです。よろしくお願ひします。
1:55:45	次 842 ページの設計番号 4-1 の f-1 なんですけども。
1:55:53	単一ユニットの臨界評価についてはですね、許認可からの変更はないと。
1:56:00	いう理解なんですけども、
1:56:07	設工認のこの仕様表にですね、許可からの変更がないっていうのを書いてもらいたいと思うんですがいかがでしょうか。
1:56:23	少々お待ちください。
1:56:26	どうぞ。
1:56:40	原子燃料工業フジワラでございます。ですね一次設工認とかはもうの記載も含めて記載しておりますので、その辺も含めて、
1:56:50	ちょっと少々お待ちください。
1:57:01	原子燃料工業のオカダです。
1:57:06	一つ一つの指標を
1:57:10	ではなく 322 ページに、
1:57:14	表 2-1-3 ということで今回の
1:57:20	対象となるユニットですね設備が書いておまして、この表ですべてまとまっているということで、高高に認可から変更はないというような、
1:57:36	一言等、
1:57:39	言えるところということも含めてちょっと検討したいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:47	規制庁のイケナガです。よろしくお願いたします。それから複数ユニットについてはですね次回以降で評価するというなこともどこかに書いてもらいたいですけども。
1:58:09	原子燃料工業フジワラです。
1:58:12	評価のところどっかに書いてあると思いますけど、確認してなければですねきちっとわかるように書きたいと思います。以上です。
1:58:23	規制庁イケナガですが今のところの立体角の評価がちょっと書いてあったと思うんですが、
1:58:29	これは第2の4領域だけでやったのであって、まだ周囲の方は領域がございますよねすごとも総合的にやる評価する話だと思ったもんですから、
1:58:44	今みたいなコメントを出させていただきました。
1:58:51	原子燃料工業の岡田です。
1:58:54	こすいに、
1:58:57	等の評価につきましては、基本的には、
1:59:03	領域B間での評価というものは、その間に臨界隔離壁とか、距離が保たれますので相互に影響することはないということで、基本領域内での
1:59:20	評価になります。そういった点では2-4領域の中で、2-4の領域の設備が出るたびに、その複数ユニットにて評価やりたいとこの評価してますので、今回も対象設備に対しては立体角評価実施する。
1:59:36	ことになっています。
1:59:41	規制庁イケナガですが、どうお考えは理解できました。
1:59:47	はい。
1:59:50	原子力規制庁ナガイです。今の点で1点確認したいんですけど、領域図がついてましてページだと114ページ。
2:00:00	ですね、第2加工棟の2階になるんですけど、
2:00:06	あまり部屋名とかいうとあれなんですけど今回
2:00:11	の申請機器がまず2-4領域というのは、
2:00:18	結構
2:00:20	第2課ごとに2回の
2:00:23	広い範囲が、
2:00:25	一つの領域になっているので、今回の申請範囲は、そのうち、ここに書いてある30、3とか3、
2:00:36	の、
2:00:37	をですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:41	部屋の一部の機器だけなので、そのほかにもあるんじゃないですかと、そうするとこの領域の中全体を俯瞰して、立体角の評価をするのであれば、そういう結果に
2:00:58	なっているかということをよく見直していただいて、再確認していただいてまだ出揃っていないのであれば今オカダさんから回答ありましたけどその都度評価すると言われてましたけど、複数ユニットの評価損全体で、
2:01:14	評価をするのではないかと考えているので、確認をして、
2:01:19	させてもらったんですが、どういうふうに申請をしようとしているのか、ちょっと簡単にご説明いただけますでしょうか。
2:01:31	原子燃料工業のオカダです、その第2の領域の中でも今回代表事例とする設備等最後の第5次登場設備がございます。その整理については、322ページの先ほどの表2-1-3の
2:01:51	表の中でですね、
2:01:56	注釈を振って、注1ですね、次回以降に申請するという事で注釈を振ってます設備Aが対象となって、
2:02:09	次の第5次申請で登場する設備でございます。
2:02:14	それらについては、
2:02:17	今回は第4次の申請で登場する部分についてはその第4次の申請する範囲内で
2:02:28	代表で登場する設備は、実際にスポット図りまして、立体角評価の方に
2:02:41	入れまして
2:02:43	第5次で登場しない部分も既認可の状態のスペンはA1構造1。
2:02:54	と寸法で代入して、今回での立体角評価を一応第2の4領域全体として
2:03:06	終わらしましてさ、さらに最後に第5次申請の時に全設備が出揃った段階でももう一度立体角評価をしても改めて問題ないことを確認すると。
2:03:22	いう段階を踏んで、最終的には第5次申請の最後に2-4領域の全体が評価手法あるという
2:03:34	ことで考えています。
2:03:38	はい、原子力規制庁ナガイです。今のご説明であれば本日の最初に確認した、分割申請。
2:03:48	ということで、今回、この2の領域4領域の複数ユニットがすべて完了しないと。
2:03:58	今回の申請設備だけでは該当完了しないということですので、最初にいろいろの確認しましたけど、次回以降確認するということにきちんと記載して仕様表にもそういう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:12	ですね次回以降評価と仕様表に、評価と言えばいいのか申請と言えばいいのか、そういう要は今回で終わらないということを明確にしてくださいという、最初の第2加工棟の例で言ったのと同じに。
2:04:28	なると思うんですけども、どうそういう管理はされるのでしょうか。
2:04:41	原子燃料工業の岡田です。登場する設備、設備がほぼユニット単位なんですけれども、それ、
2:04:52	の管理についてはさ、最初の、1の表2の方で、何次に申請するかというふうな保証は取ってますので、そちらの方では管理できますけれども、今回のだい4次申請でどれだけ設備が来
2:05:10	てるかと、その刈り取りですねそういったところがちょっと見えてない状態なので、この被覆施設に対して、どういったものが残ってるかっていうのが明確になるように整備の検討します。
2:05:25	はい、原子力規制庁ナガイです。今ご説明あった通り、単一ユニットについては、今回単一ユニット内の設備がすべて出ているのであれば、それで認可を受けると。複数ユニットの部分については、
2:05:41	だからまた評価確定しないのであれば、取り合いていうと変なんですけど、次回以降を申請予定ということを明記した上で、今回の申請範囲に含めるのであればもうそこも確定した上で、
2:05:59	評価をして、申請していただくか、もしくは今最初に説明あったようにまだ完全に確定していない状況であるというのであれば、
2:06:11	次回5次で
2:06:15	この複数ユニットについては、
2:06:18	認可を受けていただくということになるかと思います。その際に、この第2-4領域の核的制限値単一ユニットについてはいろいろ変わってくるのであれば、当然その複数ユニットにも影響してきますので、
2:06:34	今の段階で、
2:06:38	この2-4領域の複数ユニットの認可を受けるとするのは、今の説明だったら、ちょっと難しいんじゃないかと思しますので、よく検討していただいて分割申請のやり方も含めて検討してください。
2:06:58	原子燃料工業の岡田です。承知いたしました検討いたします。
2:07:05	規制庁のイケナガですが、次ですけども、339ページ目の仕様表ですけども。
2:07:13	閉じ込めのところ、バーになってるんですよ。
2:07:19	燃料棒トレイチャンバー内に収納されるされる構造であり、落下防止機構は不要ということ、という記載がございます。
2:07:31	それでこのバーになってると思うんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:35	この仕様表のその他の構成機器のところですね、真空排気装置というのがございます。
2:07:43	これは当然閉じ込めと関係があるんじゃないかと思うんですけども、そういう意味では、ここのバーじゃなくて何か書かないといけないんじゃないかと。
2:07:56	それから真空排気装置のところは当然フィルターがついてると思うんですけども、それはどうなのかというのを確認させてください。
2:08:08	原子燃料工業フジワラでございます。ここのですね真空引きというのはですね閉じ込めのためのものではなくてですね、加熱環境をするときに被覆管を覆う等ですねあぶるというので温度上げますので、
2:08:28	それでこの加熱環境をシンクへ吹くということとしております。
2:08:39	そうするとその閉じ込めじゃないという。
2:08:44	ことになるんですね。
2:08:49	原子燃料工業フジワラです。ご理解の通りになります。
2:08:56	原子力規制庁ナガイです。確かに説明を見るとアスタリスクの1がついててですね、落下防止不要であると書いてるんですけど、なぜこういうこと言ってるかっていうと、
2:09:12	皆さんの許可の応答、
2:09:14	申請書ですね。
2:09:16	33 ページの安全機能を有する施設の
2:09:22	これ成果もなさい違うと思ってました 34 ページの被覆施設ですね、脱ガス設備の脱ガス装置の安全機能としての閉じ込めとして、落下防止構造ということで、
2:09:38	許可を受けてますが、これに対してはどういう設計を今回しているのかということ認識して、説明するなりここに記載してるんですとか、どういう設計を
2:09:52	しているのかっていうところを説明していただけますでしょうか。
2:10:03	少々お待ちください。
2:10:48	原燃工の小野でございます。許可上に記載してあるこの脱ガス設備に対応する設備としまして、今回の設工認としては、脱ガス設備の真空加熱炉部を、その次にあります運搬台車、こちらを合わせて脱ガス設備というふうに許可で記載しております。
2:11:07	この運搬台車のほうにつきましては、閉じ込めのほうにつつとを設ける設計としておりまして、区分に書いてある落下防止構造としましてはこちらに書いてあるものが対応するという形となっております。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:22	原子力規制庁ナガイです。皆さんの許可の書き方も安全機能を有する施設の ところと、それから構造のところと、若干その設備の分類とか、親機器なのか 附属設備なのか。
2:11:39	いろいろあると思いますけれども、非常にわかりづらくなってますんで、今ここ はアスタリスクの1で欄外に飛ばしている燃料棒トレイはチャンバ内に収納さ れる構造だから、それで落下を防止しているのであれば、
2:11:57	そのことを記載していただければ、それから落下防止になるんじゃないかと考 えているんですけれども、なんかそうでなければ、最初に耐震のところでもちょ っと確認。
2:12:13	したと思いますけれども、その核燃料を収納している
2:12:19	チャンバーでしたですかね。が、どうやって支持しているのか、して
2:12:27	核燃料ですね、所定の臨界安全も含めて、
2:12:34	指示しているのかっていうこととあわせてですね、今見えない状況になってる んですけど、その辺の設計の考え方っていうのはどのようになっているんでしょ うか。
2:12:51	少々お待ちください。
2:13:09	原燃工の小野でございます。今いただいた、まず一つ目のコメントなんですけ れども、欄外に飛ばしていますけれども、これらに関わる、それから株式構造 だということは確かにそういう面ございますので、内に記載を入れるというこ とを含めて、記載のほうは検討させていただきます。
2:13:24	もう1点の加熱炉真空チャンバーの中でどういうふうにトレイを固定してるかと いうことに関しましては、現状図面上に何も情報がないという状態ございま すので、その辺りについても、図面に構造がわかるようなものを追加する等 で、どういう形でトレイが保持されているかと。
2:13:43	というようなものがわかるような形にさせていただきたいと思います。
2:13:48	はい。原子力規制庁ナガイです。わかりました。今求められる安全機能を漏れ なく網羅した上で、それを具体的にね、どういう設計しているかっていう、いうこ とでまず図示するにあたっては、そういう観点で、
2:14:04	核燃料安全に取り扱うもしくは保持するという耐震の観点も含めてね、そういう 観点でずに、沢山書かなくていいですけど、そういう安全機能を有する
2:14:20	もの支持構造物だとかそういうのは、わかるように記載するようにしてくださ い。
2:14:30	原燃工の小野でございます。承知いたしました。
2:14:34	規制庁イケナガですが、次にいきます。この設備にはですね、計装ケーブルが あるんか、あるんじゃないかと思うんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:14:45	計装ケーブルは難燃性だと思うんですけども、それであれば 340 ページのこの材料一覧にそれを書き添えていただきたいと思いますと思うんですがいかがでしょうか。
2:15:09	少々お待ちください。
2:15:31	原燃工の小野でございます。収集してるケーブルの材質は改めて検討しますけれども、それらを別表に書くという点についてはちょっと検討させていただきます。そういうレベルのものまで全部書き出すと、
2:15:46	何ですかね、どこまで書くか書かないというところの難しい面が出てきますので、検討をした上で、記載をどうするかということ
2:15:56	決めたいと思います。以上です。
2:16:00	了解しました。理解いたしました。
2:16:05	原子力規制庁ナガイです。ちょっと今イケナガの方から計装ケーブルっていう話あったんですけども、ここで確認したかったのは、許可の本文だと 11 ページで、電気ケーブルが
2:16:26	難燃ケーブルにするというような記載があつてそれにまず該当するのかわかっていることも含めてですね、各確認いただきたいと思いますので、その許可で約束した事項であるならまず記載していただくと。
2:16:41	ということ等です。これ真空、
2:16:46	チャンバーでいろいろ電気を使う設備もあるので、どの程度の電気の容量があるのかわかりませんが、それを前提も踏まえて、確認していただいた結果を説明していただければと思います。
2:17:04	原燃工の小野でございます。承知いたしました。
2:17:09	規制庁のイケナガですが、
2:17:14	この真空度が炉の炉材の話なんですけど、一応 [REDACTED] に耐えるということが書かれてますが、どういう部材を使ってるのかがちょっと気になったんですけど。
2:17:28	具体的にはどういう、
2:17:30	耐火隔壁、
2:17:32	或いはスチールなんかどうなんですかね。
2:17:38	ちょっと高め、
2:17:46	少々お待ちください。
2:17:58	原燃工の小野でございます。こちらの方周りの方冷却材の方まわしております、本体自身はすべて金属の方で構成されてございます。
2:18:09	規制庁イケナガですがわかりました。
2:18:12	次はですねページ 341 の運搬台車に入るんかわかりませんが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:21	許可の 34 ページ目ではですね、燃料棒トレイというのが書かれてるんですよちょっと段が落ちた形で書かれてるんですけど。
2:18:32	燃料棒トレイっていうその構造とかですね寸法がどこにも書かれてないように思うんですけども、これをどこかで記載に、よう考えてもらえないかということなんですけど。
2:18:52	少々お待ちください。
2:19:15	原燃工の小野でございます。図面中のどちらかに書いてあるかもしれませんがけれども、あるかないか確認してないのであれば、図面等に追記すると、修正の方さしていただきます。
2:19:31	規制庁のイケナガですが、理解いたしました。
2:19:36	次 359 ページと 369 ページの装置なんですけども。
2:19:44	ですね、
2:19:49	これにですね仕様書仕様表を見ますと、359369 の主要表で、形式がクレーン型と書いてあるんですよ。
2:20:01	このクレーン型っていうイメージではですね、多分、つり上げたり吊り下げたりするものかと思うんですが、ちょっと私の理解ができてないんですが、図面もちょっとよくわからないんですが、もしつり上げたり、吊り下げたりとするならばですね。
2:20:19	保持機能が必要になると思うんです。このクレーンガーダっていうのがどういうものかご説明いただきたいんですけども。
2:20:42	ちょっとお待ちください。
2:21:09	原燃工の小野でございます。こちらのちょっと図面をご覧いただきたいんですけども、420 ページに燃料搬送設備No.燃料棒移載部と燃料棒移載部についての図面がございます。
2:21:23	こちらの方の右の方に上下に並んで、台形が逆になったような形のものがありますけれども、こちらの方のこれを細部と呼んでおりますが、こちらの方がルール上に乗りまして、水平に搬送して動くという形をしておりまして、
2:21:41	この台形の形の下のところ、こちらのほうで燃料棒であったり、燃料棒トレイであったりといったものを扱う形になっておりまして、そういったものをこちらで掴んで水平方向に搬送するというので、こういう構造のものをクレーンガーダというふうな形で称しているものでございます。
2:21:59	そうしますと水平方向の移動があるだけで、上下方向はないということですよ。
2:22:09	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:10	原燃工の小野でございます。大体全体自体が上下に動くわけではないですけども、燃料棒掴みに行くとか、それを掴みにいくときに若干上下に動く部分がございます。
2:22:20	吊り上げ代がどれぐらいかにもよるんですけど、
2:22:24	気にしたのはですね動力が動力の供給が停止したときなんかですね、搬送物の保持機能を要求するというのが技術基準の16条の2項、2項で書かれてるものと書かれてるものですから。
2:22:41	そういうことであれば、水平方向はいいと思うんですが、上下方向に何がしかあるのであれば、そういう機器への補助機構が機能が必要ではないかということで、コメントさせていただいたんですけども、今の話では、上限は先ほど、
2:22:58	問題ないということですかね。
2:23:03	原燃工の小野でございます数センチ動く程度でございますので、そちらの移動については低レンジといったものが必要ではないというふうに考えてございます。
2:24:05	規制庁のイケナガですけども、次に行きます。
2:24:12	附属資料の7の1048ページ目の話なんですけども。
2:24:18	評価方法で構造材あと構造計算式の強度計算では、
2:24:24	弾性域にとどまるとありますけども、
2:24:28	部材に発生します発生応力がF値、F値は示されてるんですけど、F値以下であるということを確認したいんですけど、その記述がないと思うんですが、
2:24:49	原燃工の小野でございます。
2:24:54	1051ページのほうに評価結果一覧を記載してございます。
2:25:00	こちらの方に検定比という形で数値を載せてございまして、こちらがF値に対する比率という形の数字になってございますので、こちらが1より小さいということは、F値を下回るということを示しているものになってございます。
2:25:15	規制庁のイケナガです。検定値で書かれてるということですね。はい、理解いたしました。
2:25:22	はい。
2:25:41	規制庁のヨシムラです。今イケナガの確認でありましたの1046ページの
2:25:55	強度計算結果検定比が書かれてますよね。
2:25:59	この検定比は、
2:26:04	部材の検定比、部材とボルトの差に厳しい側を選んだのかそれとも部材の検定したのか、ちょっと対象がはっきりしないんですけど、ちょっとご説明いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:20	原燃工の小野でございます。こちらの部材と取付部と両方評価して厳しい高の検定のほうを示してございます。
2:26:30	規制庁のヨシムラです。なぜ今、私もそういう理解でいたんですがそういう質問したかっていうと、
2:26:37	その前に
2:26:42	1047 ページのところの評価方法っていうのは一番最後のほうに書かれてるんですが、その評価方法には部材の記載しかない、なかったの、
2:26:54	今ボルトの評価がなされているのかどうかちょっとわからなかったのですが、
2:27:00	そういったここにちょっと追加をお願いできればと思います。
2:27:08	原燃工の小野でございます。部材にボルトも含むという理解で書いておりましたけれども、わかりにくいというふうに理解しましたのでボルトについてもこちらのほうに追記をさせていただきます。
2:27:21	よろしく申し上げます。
2:27:25	それから
2:27:30	えっとですね今の今の表なんですけど、
2:27:41	先ほどの強度計算結果の表なんですけど、
2:27:47	落下防止構造のところではストッパーが移動が載せてられてますが、
2:27:54	これは対象範囲のものはすべてここに記載。
2:27:58	されたのかそれとも厳しいものを取り上げられているのでしょうか、どちらなんでしょうか。
2:28:08	現行のでございます。こちらの評価方法の前段の方で、明らかに計算するまでもないというものは、評価対象から省いておまして、評価が必要と判断したものについてのみこちらのほうには記載をしております。
2:28:25	規制庁ヨシムラです。
2:28:28	選定したられるっていうのは理解してるんですが、
2:28:32	例えば、
2:28:39	えっとですね、例えばナンバーツリーなんていうのはストッパーが二つあったような気がするんですが、そういったものが例えば一つだけ。
2:28:48	記載しているのは厳しい側を記載したということでしょうか。
2:29:01	原燃工のでございます。こちら厳しい側というよりは、ストッパ1ストッパ2があるのに1本しか書いてないものは、一般にはそもそも選定していないという意味でございます。
2:29:23	原子力規制庁ナガイです。ちょっと今述べ御説明で、いろいろ評価のやり方はいろいろあると思うんですけども、選定していないというよりは、一応全体を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:39	俯瞰して、例えば一番これを評価すればその他は、その評価で代表されるっ ていうか包絡されるということで、選定していないんです。
2:29:52	という。
2:29:53	ことなんでしょうかそれとも最初っから何となくって言い方悪いんですが、多分 これだろうということで、評価をしているのかちょっとその辺の違いで大きく変 わるんですけど、どういう観点で選定しているんでしょうか。
2:30:14	原燃工の小野でございます。選定をしたもの同士で片方で包絡できるようなも のについては、例えば██████に██████については、██████には横 ██████には数値が入っております、
2:30:30	こちらは※で注釈に飛ばしていますけれども、
2:30:35	こちらが██████の方が代表できるということで██████を記載しておりますの で、選定をしたけれども他で代表できるものについてはこういうふうな注記で記 載してございまして、ここに挙がっていないものは先ほど挙げられた通り、
2:30:52	物の形であったり、それらのストッパーガイドが保持すべきワークの重量だっ たり、そういった条件の評価方針の前段に書いてあります選定をするという段 階で、選定をしないという判断をしたものになってございます。
2:31:10	原子力規制庁ナガイです。言わんとするところはわかりました選定しないとい うそういうグルーピングをして、その中で一番代表できるのを選定したとい う。
2:31:25	ことでよろしいんですか。
2:31:30	原燃工の小野でございますご理解の通りでございます。
2:31:42	規制庁イケナガですが、もうあと
2:31:46	あとはですね前回の面談でも申し上げたの星取表のところですね、回答は いただいております。要はもう一度検討すると、828 ページとか 829 ページ。
2:32:02	特に白丸がずらっと並んでるのは、本当にそうなんですかということに対して は、それなりに検討されて、なぜ白マルなのかとかUD理由も検討されるとい うことなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。
2:32:23	原燃工の小野でございます承知いたしました。
2:32:44	規制庁小澤です。ちょっと今までのやりとりの中で、何て何点かあるんですけ れども、まずすいませんケーブルのですね、難燃性っていう話については、
2:33:00	もう許可のときに、こちらでもですね許可をきちんと確認せずにコメントする ところ申し訳ないんですけれども、許可のときに済んでる話ですので、許可を踏ま えて、きちんと書くようにしてください。その上で、ケーブルについてはですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:16	今回のところ難燃性ケーブルが対象になるというふうに私は思ってますけれども、その場合は、火災に対してその難燃性ケーブルを使うということですので、材料のところにも他社ものところ、他社も含めてですね書いてもらってます。
2:33:36	材料ですね。
2:33:37	ですので、検討するじゃなくて書いてください。
2:33:41	ていうのがまず 1 点です。よろしいでしょうか。
2:33:49	原燃工の小野でございます承知いたしました。
2:33:52	それともう 1 点閉じ込めのところなんですけれども、フジワラさんの方 1 回引き取りましたけれども、
2:34:01	このところの局所排気系の話のところをされてたと思いますけれども、
2:34:08	それは技術基準の第 10 条の第 5 項ですね、密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードはっていうふうにされていて、
2:34:21	このところろで、今までどういうものを今までの経緯があるとおっしゃってましたけれどもその通りで、どういうものをここで取り扱っていたかというところで判断していただければいいです。
2:34:35	他の事業者も含めて、原燃工の取り扱い等々、今ちょっと MNF を確認しましたけれども、差がございませんので、そのところを確認した上で、変更する必要なしということではあるんであれば変更する必要なしで結構でございますので、
2:34:52	確認していただければと思います。
2:34:56	原子燃料工業フジワラです承知いたしました。
2:35:01	それとですね、もう 1 点臨界のところなんですけれども、複数ユニットの臨界のところはナガイからの発言の通りなんですけれども、こちらの方はですね原燃工の方今までの経緯もあって、
2:35:16	使う設備とかがあるということもあってですね、現状その申請されたものと設置されてるものについて評価をして記載しているという状況であったというふうに理解してございますけれども、我々の方はですね、最終断面で設備が整ったときに、
2:35:34	複数ユニットの確認をするってというような位置付けで見えます。ですので最終断面にならなれないものについては、我々は対象外審査で審査をする対象にはしていません。
2:35:49	他の事業者も含めてです。ですので、そのところ現状の記載の個数ケアの削除しろということ言ってるわけではなくてですね、きちんと明確にしてください。最終的にはこれからの申請、誤字の申請で確認することになるんだというところを、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:09	明確にしてください。我々の方は、そういうものに対しては、審査の対象になりませんのでっていうところ、何ていうんですか我々申請書と審査書っていうことで、整合しないということにならないようにですね、記載をお願いします。
2:36:32	原子燃料工業フジワラで承知いたしました。
2:36:37	のところでは、以上です。
2:36:46	原子力規制庁ナガイです。脱ガス装置のところ、ちょっと追加でお伝えします。
2:36:55	申請書と 338 ページの仕様表です。これは真空加熱炉部の仕様を見てますんで、そうすると一般仕様のところで、
2:37:12	その他構成機器として、加熱防止装置とかですね、あるんですけど、どういう
2:37:23	機能、安全機能といいますかね、個々の設備で何かインターロックといいますか、そういうものがあるのか、設計条件の上限温度に対して、何か
2:37:39	核燃料なりの指示であるとかそういう保安確保上ですね、必要な設計があるんであれば、きちんと記載するようにしてください。で、そもそもその加熱方法がわからなくてですね、多分電気だろうと思ってさっきケーブルも、
2:37:56	お伝えしたんですけども、そうそういう状況もよくわかるようにしていただいた上で安全機能に影響しないというならあれなんですけど、オザワの方からもコメントした通り、ケーブルであれば、難燃ということで、
2:38:11	ありますので、きちんと図なりに図示するようにしてください。
2:38:19	それから後は、その他性能のところですね、ちょっとこれ酸化ウランという形で最大取扱量とか書いてあるんですけどこれもちょっと許可との対応ももう一度確認していただければと思います。
2:38:38	いくつか記載の場所がですね、
2:38:41	皆さんの許可、幾つかありますので、詳細確認をされていてあってればそれで、そういう旨のお答えで構いませんので、よろしくをお願いします。
2:38:57	原燃工の小野でございます。いずれいただいたコメントを確認して、必要があれば修正等させていただきます。以上です。
2:39:09	原子力規制庁のタケダです。ちょっとですね、機材の関係で、一度ここで録音を切らせていただきたいと思います。少し休憩を挟んでからまた再開したいと思います。
2:39:28	承知しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁のタケダでございます。それでは再開いたします。
0:00:07	それではですね、続きましては、貯蔵施設に関する事実確認を行います。3点だけではあるのですけれども、閉じ込めと火災から質問が
0:00:24	それぞれ二つと、一つ、合計三つ質問、確認事項がございます。
0:00:31	まず1点目なんですけれども、申請書の465ページ。
0:00:36	なります。
0:00:38	設計番号が10.1-F1、
0:00:42	なんですけれども、
0:00:44	ここで燃料集合体の転倒防止する構造とあるんですけれども、これはどのような構造なのかというのは、申請書内で記載はあるのでしょうかのご説明をお願いいたします。
0:01:03	少々お待ちください。
0:01:38	原燃工のオノでございます。この周辺に書いてある以上の説明は特に申請書の中にはございませんで、図に記載しておる通り、管の中に収納するということで転倒防止するという意味合いで記載をしております。
0:01:54	規制庁タケダです。承知いたしました。それではちょっと、それに関連するんですけれど、496ページに表の第2a-2。
0:02:08	2表、
0:02:09	計算の方法があるんですけれど、
0:02:12	この検査項目が外観の③なんですけれど、
0:02:18	この判定基準で、転倒防止構造が確保設備の仕様表の添付図の通りであることとあるんですけれど、この添付図っていうのは、ほぼこれ本文の図面、
0:02:32	のことを指しているということでよろしいのでしょうか。
0:02:39	原燃工のオノでございます。本文である添付図のことでございます。
0:02:45	規制庁タケダでございますが、わかりました。
0:02:50	続きましてですね481ページ。
0:02:56	になるんですけれども、
0:02:58	図のへの2-1の(6)、
0:03:02	でございます、
0:03:06	ここでエンドレス金具やワイヤーロープというものがあるんですけれども、これらは申請対象であるのでしょうか。その場合ですね、
0:03:18	どういった材料を用いているのかということを示していただきたいと思います。
0:03:29	少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:03:59	原燃工のオノでございます。承知いたしました。仕様表の方に剤等含めて期待の方さしていただきます。
0:04:12	規制庁のタケダでございます。わかりました。申請対象ということであれば、対応の方をお願いいたします。
0:04:19	私の最後になるんですけれども 465 ページの話を表に戻りまして、
0:04:28	設計番号 11-3 の F1 でございまして、
0:04:34	火災による損傷の防止に関するところなんですけれども、
0:04:39	ここで設備本体は不燃性材料である構成とする設計ということでの記載があるんですけれども、
0:04:47	この本体というのは、ラック本体のことかと思うんですけれど、
0:04:53	その他構成機器である A と燃料集合体の報告保管用の缶ですね、これに関しては、特に不燃性のとか
0:05:04	求める必要はないのでしょうか。
0:05:13	原燃工のオノでございます。交換用の管理につきましては、別表 1 のほうに燃料集合体保管用缶等記載しておりまして、ステンレス鋼とほう素入ステンレス鋼で構成されておりまして、いずれも不燃性という材料でできてございます。
0:05:28	規制庁タケダでございます。
0:05:31	内容については理解しました。では仕様表の記載が設備本体となってるんですけど、これはその他構成機器である、この集合体 4 の間も含んでいるということよろしいですか。
0:05:47	原燃工のオノでございますご理解の通りでございます。
0:05:51	規制庁タケダでございます。はい、ありがとう。わかりました。ありがとうございます。
0:05:59	以上になります。
0:06:02	はい、原子力規制庁ナガイです。引き続きましてモニタリングポスト関係ですね、放射線管理施設の事実確認になります。
0:06:14	最初に申請書のページですと 553 ページからですね、ここの中の表値の 1-2 の変更内容なんですけど、ちょっとどんな工事をするかっていうのをちょっと最初に確認したいと思います。
0:06:33	で、ここでは、553 の表子の位置の認定は、変更内容は改造として電装系の対応、電装系の多様性を確保するために、
0:06:46	その有線の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様に改造するということが書いてありますので、ずっと読み出していくとすねちょっと仕様表は置いて、工事のところの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:10	工事のところに 570 ページになりますけど、ちょっと飛んでですね、570 ページの工事のところ見ますと、そのモニタリングポストの 12 の放射線監視盤、
0:07:26	の工事で基礎工事から始まってモニタリングポストの設置で放射線監視盤の設置、棄損の設備機器の撤去と言うふうになってるんですけども、
0:07:39	ですか。
0:07:41	これを踏まえると、その最初の改造というのとはとりあえず置いといたとして、既存の設備、モニタリングポストがあって
0:07:51	近くに新たに基礎工事から始めて、を設置するという工事。
0:07:59	と理解したんですけど、それでよろしいですか。
0:08:06	はい、原子燃料工業のカナメでございます。ご指摘の通りの工事を予定してございます。
0:08:15	はい、原子力規制庁ナガイです。
0:08:20	これが変えた定義の問題になるんですけどいろんな星取表もあるんですけど、改造というよりは、既設を撤去して新しいのを、
0:08:31	新設っていうかぞ、設置するというふうにごう書か別にして、そういう理解でちょっと話、これこの後の確認を進めていきます。そうするとですね。
0:08:49	等、
0:08:51	申請書の書き方もそうなんですけれども、
0:08:54	やっぱり撤去工事もありますので、全く新しいものに置きかわるので、ちょっとそこところは申請の仕方も含めて、皆さんの考え方をちょっと整理して、申請のやり方も含めてですね後、
0:09:11	説明していただければと思います。その上でですね、
0:09:20	何かあればちょっと説明していただけますでしょうか。
0:09:29	原子燃料工業のカナメでございますと今ご指摘いただいたその申請変更内容をどう申請するかということかと思いますが、
0:09:39	我々もともと既存の設備、モニタリングポストと呼ばれるものがありましたけど、こちら研修原災法関係で設置していたものになりまして、今回新規制基準で伝送系の多様化と、
0:09:55	いうことを
0:09:57	新たなそういった機能を
0:10:00	持たせるために新設ではあるんですけども、
0:10:05	審査の方、
0:10:08	申請の流れとしましては今まで
0:10:12	既設のものがあったんですけども
0:10:16	審査の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:18	組上に上がっていなかったものを新たにそういった機能申請するという意味。
0:10:24	位置付けで改造等をしております。また今後どのように記載させていただくかはちょっと検討したいと思います。原子燃料工業フジワラです。少し補足させていただきますと、従前より許認可につきましては今回撤去して、
0:10:43	申請新設というか新たに作って撤去でございます。従前更新っていうのはですね全く同じものを設置する場合は更新というふうにはですねご指導いただいております、機能が変わるものについては改造ということでそれが、
0:11:01	更新であったり、部分的に変わる場合も含めて改造物が変わる場合は改造というふうにしておりました。だからちょっと今のですね、ここの仕様表の中の改造って書いておまして伝送系を志津仕様変えるだけですと、
0:11:19	わかりにくいので
0:11:21	わかりにくいというより、全く不十分でございますので、改造と書いたところの内容につきましてはですね、従前のこういったものを撤去して、新たにこういった機能を持ったものを設置するというふうにはですねご理解いただきやすいような記載に見直したいと思います。以上です。
0:11:41	はい、原子力規制庁ナガイです。そうしてください。828 ページにその変更内容の定義新設とか増設追加更新改造、移設撤去、いろいろありますのでその辺も踏まえて、
0:11:57	用語の使い方、それで何かあるっていうことではないんですけど、今フジワラさんも説明いただいた内容で修正をしてください。そっか、そこを踏まえてですね。
0:12:13	確認になるんですが、
0:12:16	そうすると既認可の設備ではないということですので、既設を撤去一応工事のフローには入ってるんですけど、今回新たにEに設工認の認可を受けると。
0:12:33	ということでしょうかね。リックという説明だったと理解しますよろしいですか。
0:12:43	原子燃料工業フジワラです。今回前も一度御所ご相談させていただいたことがあるかと思うんですが今回の新規制ではですね、従前からあるんですけど、許認可対象になってないような設備というのが結構あって今回許認可の組上に上るものがございます。我々もですね
0:13:02	例えばモニタリングポスト等はこれ各社も同じような状況だと思いますけど、どいういった記載にしようか、全くないの、新たに設置されるので新設とするのかというのがあったんですが、一度一度確認させるときは、もうすでにあるものも新たに
0:13:23	新規許認可の組上に上るものはあるという前提で、そこから

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:29	申請するということでしたので、こういった形に改造という形でさしていただいているところでございます。以上です。
0:13:39	原子力規制庁ナガイです。皆さんのお考えはよくわかりました。何を意図していたかっていうことなんですけど、既認可の応募がもしあったのであれば、撤去としてしっかりと書いていただく。
0:13:57	必要があると思ってたんですけど、確認の中で手続きの俎上に乗ってないんであれば、それはももとの加工施設として登録というか、認可を受けたものでないので、その必要はないんでこのフローの中でわかればよろしいんじゃないかと思います。
0:14:15	想定については理解しました。
0:14:18	はい。
0:14:22	原子燃料工業フジワラで承知いたしました。
0:14:27	原子力規制庁ナガイです。それから、そしてあとモニタリングポストの仕様表からちょっと展開する形で確認したいと思いますけど 500。
0:14:42	54 ページですね。はい。これNo.1No.2 と 2 でありますけど 1 の方で確認します。これ
0:14:51	外部衝撃のところの仕様はこれ該当するもの書いてあるんでこれでもいいと思うんですけども、竜巻がEについても許可で想定した事象で、
0:15:04	防護設計が必要なければ必要とならない理由については、添付書類のほうに記載して説明をするようにしてください。
0:15:14	それからですね、警報装置等のところですね、次のページ 555 ページです。これ 18.1. 4 の 18.1 のf4 のところで、
0:15:29	放射線監視盤で警報
0:15:33	を発する設計と書いてあるんですけど、放射線監視盤っていくつか同じ名前があるので、きちんと
0:15:41	この今回申請の合わせて申請されているモニタリングポストであれば、そのことがわかるように記載してください。似たようなものがたくさんある場合は、管理番号取ってますので、管理番号取るとかしリンクづけするとかですね。
0:15:59	若干工夫もしていただければと思います。
0:16:05	あわせてですね、
0:16:08	この仕様表もさっき最初に確認しましたがけれども、欄外の(1)のところ非常用電源設備の接続を次回以降と書いてありますけれども、先ほどの考え方の合わせてですね、
0:16:25	この資料自体も話をして最終のね、イメージしつつ、修正が必要になってくると思いますので、検討するようにしてください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:46	原子燃料工業のカナメでございます。今ご指摘の点、承知いたしました。補正までに直したいと思います。
0:16:58	原子力規制庁ナガイです。引き続きまして放射線監視盤に
0:17:04	確認になります。560 ページから主要表があるので、ここでちょっと展開したいと思えますけれども、
0:17:14	等ですね。
0:17:20	まず、ちょっとまず、この後図面で確認しますが一般仕様のところのその他構成機器で
0:17:29	当受信機っていう
0:17:32	キーワードが入ってますんで、
0:17:35	さらにですね、500、まずそこが有りますということです。で、500
0:17:47	65 ページにいきますと、この図の
0:17:54	中に、
0:17:55	放射線監視盤のところには無線アンテナっていう、
0:18:00	言葉が書いてあるんですよ。これは同じか違うのかっていうまず単純な質問なんですけれども、何か使い分けがあるんでしょうかってことですね。
0:18:16	源泉料工業のカナメでございます。まず、すいません。ご指摘いただいた点、565 ページの系統図で、
0:18:26	まず見ていただき、ご説明しようかと思いますが、こちらモニタリングのポストNo.1 と 2 にある無線アンテナというものはこちらは図面を用意してございますので、
0:18:38	それを
0:18:43	伝送系の無線
0:18:45	の伝送系を受ける側、放射線監視盤にも無線で受信する部分があるのですがそれもととも、
0:18:54	ちょっと無線アンテナと同じ言葉で呼んでしまっていたので、ちょっと
0:19:00	No.モニタリングポストのNo.1 と 2 についているような無線アンテナんとちょっと取り違える可能性がありましたので、こちらちょっと放射線監視盤の方は受信機と呼ぶようにしております、
0:19:15	今見ていただいている系統図、
0:19:19	ちょっと不適切なところがありました。監視盤、
0:19:23	無線アンテナは受信機と表記すべきものでございました。
0:19:30	こちらの
0:19:33	新規ですが、
0:19:35	モニタリングポストの横に置きます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:39	アンテナとはちょっと形状が違っておりました、第2加工棟の
0:19:52	ですね、
0:19:54	この放射線監視盤を
0:19:59	置く普通、
0:20:02	付近にですね、の建物の外側になりますがこちらの壁に取りつくような形で設置するものであります、
0:20:14	モニタリングポストNo.1と2の無線アンテナにつきましては、耐震
0:20:23	設計評価等しておりますがこちらの受信機については
0:20:29	そういったことをしておりませんので名前だけ登場しているという、
0:20:36	書き方にしてございます。以上です。
0:20:39	はい、原子力規制庁ナガイです。詳しく説明していただいたので、理解なんですかね。全体像は理解できました。それで、569ページの放射線監視盤の
0:20:56	外観図があるんですけど、今説明あった通り、この中に何か受信機がワイヤですとか、入っているのかなと思ってたんですけども、これを例に無線で飛ばした。
0:21:13	情報ですね、監視盤の方に建物にアンテナというか受信機をつけて、
0:21:25	送るといことであれば、それについても放射線監視盤の附属設備というか、その他構成機器として記載した上で、この図に
0:21:40	追加するのが適切かと思えますけれども、追加した上で、今、耐震設計してないと言われてましたけれども、何か地震がきてそのアンテナが落ちちゃえば、当然その無線機能が
0:21:55	維持されないの、当然耐震設計、ボルトをつけるとかですね、きちんと設計した上で、この図面にも記載をすると、どこにつけるのか、要するに位置とか、構造、
0:22:12	他の無線アンテナと、
0:22:15	程度の記載でいいかと思えますけれども、参考にしつつ、
0:22:20	その他構成機器として認可を受ける設備として、記載をするようにしてください。
0:22:34	原子燃料工業のカナメでございます。
0:22:37	ご指摘承知いたしました。
0:22:52	原子力規制庁ナガイです。
0:22:56	とりあえず事実確認したい点は以上になりますんで、あと
0:23:04	573ページからですね、工事の方法が、
0:23:09	あるんですけども、
0:23:11	何て言いますかね、これ基礎工事もあるんですけど屋外の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:23	モニタリングポスト、それは基礎工事が見えたんですけど、放射線監視盤は第2加工棟に設置するというので、既存の
0:23:32	ところを、なんつかスラブに設置するんであればそういうのがちょっと混在しているんで混乱した点もあるんですけど一応、
0:23:43	大体全体を通せば理解はできたんですけど若干その辺のどこの工事かっていうのも、屋外のモニタリングポストと整理を柏の工事というのがもし区別できるんであれば、
0:24:00	区別していただくということで、
0:24:04	それが③に書いてあるんですかね。すいません失礼いたしました。
0:24:10	と③に書いてある。
0:24:14	ですね。
0:24:17	わかりました今のはちょっと訂正します。結構です。
0:24:21	以上です。
0:24:28	原子燃料工業のカナメでございます。今のいただいたコメントですが、③等にご書いてございましたけど例えば屋外でやる工事なのかとか、建物内での工事なのかといったようなところをちょっと詳しく追記したいと思います。
0:24:47	以上です。
0:25:26	はい。原子力規制庁のタケダでございます。それでは第2加工棟に関するところ、GC地盤と地震に関するところと思ってたんですけども、一応その他のコメントもいくつか挙げてございますので、合わせてお伝えさせていただきたいと思えます。
0:25:48	最初地盤に関するところからですね、
0:25:53	確認させていただきます。
0:25:56	第2加工棟につきまして、これは第5廃棄物貯蔵棟網ですね共通するところなんですけれども、建物の支持層を記したですねボーリング柱状図が添付されていないので、
0:26:12	審査について、
0:26:14	ですねもし事業許可で預かっているものと同じあればそれを引用してもらえればいいんですけども、それを添付していただきたいと思えます。
0:26:24	また、許可の段階ですね圧密し、
0:26:29	発熱しないかですね。
0:26:31	沈下し沈下の検討ですね、圧密沈下の検討とかやってらっしゃるかと思うんですけどもそのころから重量に関して変更っていうのはないでしょうか。
0:26:46	原子燃料工業ワラタニでございます申し訳ございません。土質柱状図に関しましては、もともと耐震計算書のほうにつけておりましたけれども、簡略化のと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	きに一緒に消してしまってくださいと、本文の図のほうに記載するようにいたします。
0:27:02	あと、圧密等ですね、建物の重量増分というのは私は足補強いたしましたときに出ております。全挿重量当分はですね今回の地盤の適合という形で、接地圧等も含めて確認してございまして、
0:27:21	ずっと平米当たりでいいますと、そんなに大きな変動ではないということになりまして、既存の開発ミスであったという粘土層がですねさらに今回の補強に応じて圧密が進んでしまうということにはなっていないというふうなことは確認してございます。以上でございます。
0:27:44	規制庁のタケダでございます。わかりました。柱状図の添付はお願いしまして、圧密試験の結果にも影響はないということは承知いたしました。
0:27:56	地盤についてもう1点なんですけれども、等ですね、地盤の許容応力度ですね。
0:28:03	他建屋の部材等の許容許容値みたいなのは記載してもらっているかと思しますので、地盤も同様に記載をするようにお願いします。
0:28:13	建築基準法の許容値を用いているとですか、あとはN値から算定しているでしょうか。出典の根拠とかもあわせて記載をしていただきたくお願いいたします。
0:28:30	原子燃料工業ワラタニでございます承知いたしました。
0:28:35	はい。規制庁タケダでございます。続きましてですね地震に関するところですね、ちょっと基本方針書のところですね、ちょっと体裁のことで、これは確認というよりはお願い。
0:28:51	ベースになるんですけれども、ちょっと何点かお伝えさせていただきます。
0:28:57	ですね、ページは特にないんですけれども、現状、建屋の基本方針書の中で外力分布の結果っていうのが記載されておらず、これが設備機器の方針書の中で記載されていると思うんですね。
0:29:14	例えば 1011 ページですね。
0:29:18	ここで、このページの表 1 に英語構造の一次設計における一次地震力という形で記載されているかと思うんですけれども、この内容につきましては、建屋の方針書のほうに記載していただきまして、
0:29:34	それです。そのうえで設備機器の方針書の中では、この建物の外力分布の結果を引用するというふうな形に記載をしていただきたいと思えます。
0:29:47	また重量や設計せん断力ですね。これについても記載をお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:29:58	あの原子燃料工業ワラタニでございます。ただいまの 1011 ページのものはですね今のご指摘はIのところかと思えますけれども、記載のほうはちょっと検討いたしますが
0:30:13	設備の方で行っているAilはですね、直接的な
0:30:18	フロアレベルの応答倍率ということではないので、建物のほうへよく記載した形で、できればの設備の方に残してそれを保守的にフロアごとの応答倍率ですという形で残させていただけたらと思えますが、その辺ちょっと検討しまして、
0:30:37	記載するようにいたします。以上でございます。
0:30:42	規制庁タケダでございます。わかりました。確かにそうですねフロアレベルでの外力だとかそういったのは確かに建屋との設計用の外力分布との違いはあるかと思えますので、その辺は調整いただいた上で、
0:30:58	もちろんこの設備の中で残していただくのはもちろん結構でございますので、検討いただければと思います。
0:31:05	それですね、設計用、もう 1 点なんですけれど、設計用荷重ですね、長期荷重を何に使っているか積載荷重、
0:31:16	どういうふうな使っているかですとか、そういった設計荷重の条件ですね。こういった条件は他社の方でもですね、方針書のほうに記載がされておりますのでちょっとそれを 3 出向にさせていただいた上で記載をお願いいたします。
0:31:38	原燃エワラタニでございます。承知いたしました。
0:31:49	はい。規制庁のタケダでございます。
0:31:52	それで基本方針書の記載の
0:31:57	方法ですねともう 1 点最後になるんですけれども、
0:32:01	ページ以下、
0:32:03	980
0:32:09	986 ページでしょうか。
0:32:29	すいません少々お待ちください。
0:32:56	接しました。994 ページになります。
0:33:07	990992 から 4 ページにかけてなります。
0:33:14	この中で 3.1 の基本仕様ですとか、あとは 3.2 の耐震重要度分類、こういった内容っていうのは
0:33:26	本文の方にも記載がある内容であるかと思うんですね。
0:33:31	ですので、こういった内容はまだ、
0:33:35	繰り返し記載するわけではなく、本文の内容を呼び出していただければいいかなと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:43	その上で 3.3 で、さらなる安全余裕の確保というのがあるんだと思うんですけども、
0:33:51	これにつきましては 1 ポツの設計方針の中で記載をしていただければと思います。
0:33:59	それで最後なんですけど、規格ですとか基準類、あとは解析用のコードなど、建屋ごとで共通する記載についてはこれも設計方針のほうで記載をしていただければと思います。
0:34:23	原子燃料工業ワラタニでございます。承知いたしました。
0:34:28	がいたします。
0:34:30	それでちょっと基本方針書の構成については以上になるんですけど、ちょっと内容について確認したいことがあります、
0:34:42	988 ページの
0:34:47	1 ポツ、3 ポツ 5 のさらなる安全余裕確保のところなんですけれども、
0:34:53	ここで、
0:34:55	記載のある 4.2Ci ですね、これ自体が何を意味するのかっていうのをちょっと教えていただきたいと思います。
0:35:05	29 ページの仕様表の中で、もうですね。
0:35:10	記載があるんですけど、ここでは 1G 程度に対して、終局に至らない設計と記載されているんですけども、
0:35:20	基本方針書の記載を見ますと、一次設計の許容値に抑えるという方針になっているんですけど。
0:35:28	外力とあとは許容値がそれぞれ
0:35:35	どういう位置付けなのかですね。
0:35:38	ちょっとご説明いただければと思います。
0:35:44	原燃エワラタニでございます。4.2Ci はですね許可の中でも一部使っていたかと思うんですけども、CO を 0.2 とした場合の一般的な一次設計用地震力ですね。それを 1Ci と呼んだときに、
0:35:59	4.2 倍分ということで、言ってみれば CO0.84 ぐらいにしたところまでの方で 6 きちっと確保するということが一時相当の地震にですね、強度型の建物で設計することで、
0:36:17	いわゆる減って、塑性変形の量多いですね、初生型の建物でしてしまいますと、東海まではかなり同じようにもつのかもしれないんですけども、変形量が多くなると、いうことはその分外壁にですね損傷度合いが大きくなると、いうことですので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:37	一種管理区域負の粉末を取り扱う建物に関しましてはですね、強度型でなるべく変形量とか損傷量を抑えた形で耐えるという設計するのに 4.2Ci というのが技術的な表現なんですけども。
0:36:53	使用してありましたんでそのまま記載しておりますが、ちょっとこれ説明をこの文章の中に付け加えまして、
0:37:01	わかりやすくしたいと思います。以上でございます。
0:37:08	規制庁タケダでございます。4.2Ciの意味について理解いたしました。
0:37:14	つまりここで確認した内容っていうのは一次相当の地震力に対して、変形が、一次設計の許容値相当に抑える概ね弾性程度に抑えるという内容になるのでしょうか。意図としては、
0:37:35	現行ワラタニでございます。SKそういう意味ではございませんで、
0:37:42	許容値といたしましては許可基準規則等ございますようにですね、まずは建築基準法上の必要保有水平耐力に対してですね、一類ですので、1.5 倍以上の保有耐力を確保するというのがまず技術基準への適合という形で、
0:38:00	ございます。次にですね
0:38:04	重要度分類に応じて算定する地震ではなくてですねSクラスで考慮する程度の地震が来たときに、どういう損傷状態になるかというところでSプラスへの考慮ということで許可のときに申請してございまして、
0:38:21	それに対して被ばく量等を評価してございますので、逆にこういう設計に設計実力値になっているので、Sクラスで考慮する程度の地震が見舞われた場合のですね漏洩量とかそういうことに関連づいていってっていると。
0:38:41	いうところをここで説明すると。
0:38:44	いう。
0:38:45	ことで記載してございます。別での損傷はそれなりに受けを受けておりますけれども、BFですとか、そういうものが破損程度に応じた値で許可で評価されると、いうことを説明しようとしてございます。以上です。
0:39:02	規制庁タケダです。わかりました。つまりDFの評価とかに持つ想定している程度の増損傷になることを担保するというか確認するための検討という理解でよろしいですか。
0:39:20	現行ワラタニでございますお察しの通りでございます。
0:39:24	規制庁タケダでございます。理解できました。ありがとうございます。
0:39:30	d耐震耐Aについてももう1点だけ、最後なんですけれど、これは第2加工棟と第5廃棄物共通なんですけど、保有水平耐力の設定方針ですね。これ結構
0:39:43	設計者によって考え方がまちまちだったりすると思いますのでこの辺を明記をお願いしたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:57	挙げ句ワラタニでございます今、具体的にはもうどういふなことをイメージされてますでしょうか。
0:40:06	例えば一般で切れますと保有水平耐力で層間変形角が幾つになったとき、保有水平耐力に設定するとか、そういうのがあるかと思うんですけど、そういった内容でございます。
0:40:24	上げに壊れたようでございます承知いたしました荷重増分解析していく中でですね、ここで不整耐力にしますと決めたところを明記するようにはいたします。はい。承知いたしました明記いたします。
0:40:40	はい。規制庁タケダです。お願いいたします。
0:41:05	手帳のタケダでございます。すいません耐震のところもう1個だけ最後ございまして、すいません、第5廃棄物に関するところなのですが、基本、
0:41:16	1005 ページですね。
0:41:19	ここで表の中の中で第5廃棄物貯蔵棟の位置設計の結果の記載がされているんですけど、この結果っていうのは、上屋に加えてマットスラブも含めた
0:41:35	最大の検定比が記載されているという理解でよろしいですか。
0:41:43	名燃交ワラタニでございます。これはですねモデル上、
0:41:50	視点をマットスラブ上端に設けてございますので、どちらかという、FLから上の部材というふうにお考えいただければと思います。
0:42:04	規制庁タケダでございます。
0:42:07	ここありましたAではマットスラブの結果自体は現状載っていないということでしょうか。
0:42:21	少々お待ちください。
0:42:25	現行ワラタニでございますすいませんも一度確認いたします杭頭の方もですねモーメントの処理等ございまして、またそれはもう十分分厚い <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> から塞ぐですんで、
0:42:40	確認した上で漏れているようでしたら記載をするようにいたします。以上でございます。
0:42:47	はい。規制庁タケダでございます。はい、わかりました。ご確認いただいてもし追記が必要であれば、追記をしていただければと思います。
0:43:19	原子力規制庁ナガイです。大分時間も押してきたので、いくつかこの場で本当に事実確認したいんですが、ここからはですね我々ので疑問に思ってる点をお伝えしますので、次回以降、
0:43:36	面談で回答いただければと思いますので、我々の誤認であるとか、もしくはうまく見つけられていないところがあれば、回答の方はそういう形でも結構ですので、ちょっとこれからのずっと順次お伝えしますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:56	後日ですね、確認いただければと思いますが、回答いただければと思います。
0:44:10	では規制庁タケダでございます。等ではちょっと順番にお伝えするだけお伝えさせていただければと思います。
0:44:19	それから次がですね、臨界に関するところなんですけれども、ページが 114 ページ。
0:44:39	これは確認だけになるんですけれども、第 2 加工棟の第 2 号領域ですね。
0:44:47	ここでこの領域に関しては、臨界隔離壁で覆われて終わりきつ終わりきつしていないんですけれども、核的に離隔で隔離できていること。
0:44:58	duのでしょうか。他の領域と総合作用相互影響のある設備がないのかと、いう点が 1 点確認でございます。
0:45:11	では、他のコメントもちょっと続けさせていただきます。
0:45:20	遮へいにつきましては、前回の面談で審査会合前の事実確認の面談の際ですね、おさえてるかと思うんですけれども、事業許可から変更があって計算をし直すのであれば基本方針書の添付をお願いいたします。
0:45:40	遮へいは以上でございます。
0:45:43	次に閉じ込めにつきまして、括弧になるんですけれども、条文の十条の 7 号、このEトロ
0:45:55	これは液体状の核燃料物質等を取り扱う設備がある場合の要求事項になるんですけれども、気体状の核燃料物質を取り扱う設備が設置されている。
0:46:08	設備の要件に対する記載が現状ございませんので、ちょっとこの理由を説明をしていただければと思います。
0:46:19	またこのとじ込めに関しまして、一斉の拡大防止のために配管の貫通部に設けるシールがあるルートのことなんですけれども、このシールについてもどういった材料を用いているのか。
0:46:33	安全機能を有する部分になりますので、こういった材料が何を用いているのかということをちょっと説明をいただければと思います。
0:46:48	とじ込めにつきましては以上で内ボイスに関しまして、
0:46:53	括弧になるんですが、
0:46:58	現状基本方針書がないかと思うんですけれども、
0:47:02	これは、
0:47:08	記載していただく追加をしていただく予定かと思っておりますので、記載の報告をお願いいたします。
0:47:20	それともう 1 点が
0:47:24	図面ですね 159 ページから、
0:47:28	が溢水防護区画等の前面になっているんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:47	ここの凡例で、開口部や床面の貫通部というものが流出入があると。
0:47:56	いうこと、あとは既設、もしくは普通の溢水対策という凡例については流出入がない。こういう理解でよろしいのでしょうか。
0:48:06	その場合、許可と整合しない部分っていうのが一部あるかと思うんですけど、この理由を説明をお願いします。
0:48:17	内部溢水については以上になります。
0:48:29	続きまして内部火災についてコメントをさせていただきます。23 ページの 11 設計番号 11.1-F1、
0:48:43	ここで、
0:48:46	上隅の(7)っていうのがついていることと思うんですけど、これ 17 じゃないでしょうかということをご確認ください。
0:48:55	カッコ 17 とした場合も、消火設備消火器が注釈に含まれていないので、そこは確認をお願いいたします。
0:49:07	それで 24 ページ目の 11.3 の B2、
0:49:14	防火区画を火災区域として設定するとあるんですけども、事業許可からの変更後、防火区画と火災区画区域が同じになると、いう理解でよろしいのでしょうか。
0:49:29	ちょっとこの内容を残って確認いただければと思います。
0:49:36	もう次が 24 ページ設計番号 11.3 の B-2。
0:49:43	ここで火災区画が記載があるんですけど、
0:49:48	2Pの 1、
0:49:51	に関する仕様なんですけれど、
0:49:55	ここで区画境界壁に強化石膏ボードがあるんですけど、
0:50:02	後ろの安全機能一覧の表を見ても、これが見当たらなかったのも、どの通りが該当するののかということをちょっと教えていただければと思います。
0:50:30	F1020 続きまして 26 ページですね。
0:50:38	ここで 26 ページの中段なんですけれど、
0:50:44	ここで消火活動のためのアクセスルートの記載があると思うんですけども、
0:50:50	もしこれが次回以降申請の屋外消火栓に関する安全機能の記載であれば、次回以降の申請であることを明記して次回表とかで整理をして、廻谷刈り取りの管理をするようお願いいたします。
0:51:05	これは審査会合とかでもお伝えした内容の通り整理していただければと思います。
0:51:14	それで同じく 26 ページになるんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:21	ここでウラン粉末を取り扱う設備機器を設置する火災区画に使用するケーブルの管理というのが記載されているんですけども、
0:51:31	本申請の対象となるケーブルはケーブルラックを含んでなんですけれど、これらの性能は、
0:51:39	設備機器の仕様表の中で、事業許可の方針を踏まえて明記するようにお願いいたします。こういった仕様を持っているのかですね。
0:51:52	こういう
0:51:53	対象となる設備機器の申請のところで記載されるかと思うんですけど、その設備機器の申請の際の仕様表の中で記載をしていただきたいと思います。
0:52:05	同じく 26 ページなんですけど、
0:52:10	設計番号 11-3 の f-2、
0:52:14	非常用設備について配線用遮断器を設置するとあるんですけど、常用設備についての設置は不要なのかという質問になりますけど、これをここにいただければと思います。
0:52:30	続きまして、ページが基本方針書の方に飛びまして 821 ページになります。
0:52:44	精神はこれ方針書じゃないですね。
0:52:49	これは変更点に関するところなんですけど、
0:52:55	許可からの変更点ですね。
0:52:58	この中で、第 2 加工棟の火災区画の変更について、理由を含めて、理由を説明をお願いいたします。
0:53:13	それで家内部火災の最後の質問なんですけど、これは 1056 ページ基本方針書からになります。
0:53:24	ここで各火災区画の部屋の名称ですとか、等価時間等が事業許可から若干変更になっているかと思っています。
0:53:36	別の区画、この区画にあったはずの部屋名称が別の区画に飛んでいたりとか、そういった変更があると思うので、ちょっとその変更理由を説明いただきたいというのと、
0:53:49	それらが基本、その変更が基本的設計方針に基づいて、
0:53:55	基づいて整合がとれ整合というか、方針にからずれていないということの説明をお願いします。
0:54:07	はい。続きまして外部衝撃の竜巻に関して、
0:54:13	なります。
0:54:16	仕様表ですねページ 20 ページ。
0:54:32	設計番号 8.1 の b-2。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:36	ここでF1 竜巻に対して、屋根や壁、扉といった局部評価に関する記載がないので、基本方針書の中では、検討があるかと思しますので、これと整合していないので、必要。
0:54:53	だと思しますので、こちらa局評価の結果についても、仕様表の中で記載をお願いします。
0:55:08	それと、
0:55:11	F1 房FaつきF1 竜巻防護扉というのと、普通の鉄扉なんかそれぞれ一つ記載があると思うんですけど、違いについて、ちょっと説明をお願いいたします。
0:55:29	それと同じく 20 ページ目なんですけれど、
0:55:36	この資料の中で、F3 竜巻に関する性能に関する記載が、
0:55:42	ないと思しますので、
0:55:44	これも方針書の中ではF3 竜巻に対する結果って載っているかと思うんですけど、そこは仕様表の中でも、どういった性能を持たせるのかということは、明確にするようにお願いします。
0:56:23	少々お待ちください。
0:56:32	はいて規制庁のタケダでございます。続けさせていただきます。
0:56:37	ページ 21 ページ目。
0:56:40	これも中段になるんですけど、
0:56:44	コンクリート充填とPだ防護併記及び防護柵の新設とありまして、上つきで(19)という記載があるんですが、
0:56:57	この記載については竜巻の、
0:57:02	竜巻外部衝撃に関するカッコではなくって、これは地震による損傷の防止で整理する内容ではないかと思しますので、ちょっとご確認いただいて、修正が必要であれば修正をお願いします。
0:57:18	はい。続けさせていただきます、ページが 50 ページ目、50 ページになります。
0:57:27	安全機能一覧の表からの格好になるんですけど、
0:57:37	ここのこの表の一番下ですね、外壁 2-6、
0:57:43	扉の 2-2-2 のOというのがあるんですか。F1 竜巻に対する安全機能がバーになっているんですけど、
0:57:55	255 ページに建具表がございまして、ここでは竜巻対策に丸がついております。
0:58:06	その他パイプシャフトですとか、ダクトスペースといった PS、DSといった建具についても確認をお願いします。
0:58:26	あとですね、52 ページの外壁に-14。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:58:33	ここですね、外壁の扉が、
0:58:38	F1に、
0:58:40	竜巻F1 竜巻に対して〇となっているんですけど。
0:58:49	たまに外壁に面する扉でバーになっているのもあると思うんですけど、この違いについてちょっと説明をお願いします。
0:59:00	最後、竜巻に関して最後なんですけど、基本方針書の 1029 ページ。
0:59:32	はい。このページの中で、F1F3 それぞれの竜巻飛来物による貫通厚さ、
0:59:40	記載されているかと思うんですけど。
0:59:44	これはそれで建屋も壁についての貫通の評価がと思うんですけど、TPIにおいてのこの貫通の評価が必要でないかという確認になります。
0:59:57	もしこれ必要であれば、検討の方をしていただきたいと思います。
1:00:09	続けさせていただきます。次がですね外部衝撃の人為事象に関するところから(2)になります。
1:00:20	ページが、これも安全機能一覧の表からになるんですけど、45 ページ。
1:00:43	この中で、外部火災や航空機火災でバーとなっている外周部の扉があるんですけど、その理由を説明をしていただきたいと思います。例えば外壁の 1-10 とかが、それに該当します。
1:01:05	外部衝撃について確認は以上になります。
1:01:10	恐れ入ります原子燃料工業でございます。ただいまちょっと音声が届きましてお手数ですがもう一度繰り返していただいてもよろしいでしょうか。
1:01:19	規制庁タケダでございます。はい。
1:01:22	はいではちょっと最後のコメントだけもう一度復唱させていただきます。
1:01:29	外部衝撃の外部火災、航空機火災に関するところでの質問になります。
1:01:38	申請書の 45 ページ。
1:01:45	第 2 加工棟の安全機能一覧の表があるんですけど。
1:01:51	ここで、
1:01:53	外部火災、航空機火災でバーになっている外部、外周部の外周部のTPがあるわけなんですけれども、その理由について説明をしていってください。
1:02:05	例としては、外壁の 1-10 っていうのがそれに当たります。
1:02:13	これ今聞き取れましたでしょうか。
1:02:19	原子燃料工業でございますが、来られました。ありがとうございます。
1:02:24	規制庁タケダでございます。はい。では、あと二つだけなんですけれども、
1:02:31	次安全避難通路、
1:02:33	カラーの確認事項です。27 ページになりまして、
1:02:40	仕様表になるんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:43	ちよつとこれは記載方法だけになるんですけど。
1:02:50	当事業許可ですね、記載のある非常口ですね許可の中で非常口も設置するということは記載があるかと思うんですけど。
1:03:03	この中では避難通路を設置する設計という記載にしかありませんので、被保護者の方も合わせて記載をしていただきたいと思います。
1:03:16	あと、可搬型照明について次回申請というふうな記載があるかと思しますのでこれも次回表に記載の上、申請漏れがないように管理をするようにお願いします。
1:03:33	ANSI5 ですね、27 ページ、警報設備からの確認になります。
1:03:40	ここで警報設備として、自動火災報知設備の設置について記載があるんですけど、その他の警報設備というのものもあるんじゃないかと思ます。
1:03:53	設置するのであれば、集を記載していただきまして、これも次回以降申請予定であれば次回表で記載していただいて申請漏れがないように管理をお願いします。
1:04:07	第 2 加工棟からの確認事項、指摘というのは以上になります。
1:04:17	原子力規制庁ナガイです。第 2 加工棟関係ちよつと早かったんですけど何か今の時点で何かありますでしょうか。
1:04:32	原子燃料工業でございます。特にございません。
1:04:36	はい、原子力規制庁ナガイです。それでは最後になりますけど第 5 廃棄物貯蔵棟について、幾つかちよつと確認したい点お伝えします。
1:04:46	まず最初に仕様表になりますが、ページでいうと、
1:04:54	504 ページです。ここの変更内容のところの工事が①から④まで書いてあるんですけども、柱と梁が、
1:05:09	この工事がですね、明確になって記載されていまして、これは 512 ページを見ると、当然、第 5 廃棄物の仕様としても主要な構造物として、
1:05:25	ございますので、ということですね。工事の方法とかにも書いてないんですけど、どこか外壁とかに含まれるような工事一体で工事を行うということであれば、
1:05:41	どっかにそういうのがわかるような記載の方法をご検討ください。別途この工事の仕方は違うのであれば、別途追記するとも検討してするようにしてください。
1:05:57	それから、同じく使仕様表の一般仕様の型式のところなんですけれども、これ床面積が

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:09	許可から若干なんですけど広がってますので、これがどうこうってということではないんですけども、それによって何かまた法令を含めていろんな消火器であるとか、いろんな評価に影響するんであればその点、
1:06:24	ですね、当然検討が必要になりますので、その結果、特に基本的な仕様に変更ないということであれば、その検討結果をうまく説明を添付のほうにですね、するようにしてください。
1:06:41	それとですね、工事の
1:06:47	計画で、これは第5廃棄物貯蔵棟
1:06:52	に求められる安全機能とですねについては、今、第2、
1:07:00	廃棄物貯蔵棟の
1:07:03	ドラム缶を搬入するんですけども、その計画がですね、見ているという、もう
1:07:15	見えます。ページ数で言うと510ページ。
1:07:20	それから全体フローだと538ページ。
1:07:25	になるんですけど、
1:07:27	この中で、
1:07:31	第5加工棟にドラム缶を搬入する移動計画があるのであれば、求められる安全機能についてはですね、ドラム缶の搬入前に、
1:07:44	きちんと確認するというので、
1:07:50	それがわかるようにしていただきたいと思います。現状、
1:07:54	ちょっと作業の方がですね先に入ってるようにもうこれは書き方の問題もあるのかもしれないんですけど、
1:08:03	いわゆる次回以降申請する予定の安全機能もありますので、この辺との兼ね合いも含めて、どういうふうに工事を進める予定なのかっていうのを記載するようにしてください。
1:08:18	それからですね。
1:08:23	等、あと508ページに、
1:08:27	なりますけれども、戻りますけれども、この設計番号11.3B2、これ内部火災、火災による損傷防止です、で11.
1:08:40	3B2のところ、
1:08:44	設計仕様についてですね、これは
1:08:51	壁、すいません、ZPA防火扉の仕様についてですね、両面に記載があるんですけど、鋼板が張るということなんですけど、この厚さがですね、527ページの建具表の
1:09:07	記載と相違していますので、正確に記載するようにしてください。で、あわせて、その耐火性能に影響しないということも確認をするようにしてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:23	それから 528 ページの
1:09:27	図ト 4-1-9、
1:09:32	です。
1:09:33	ここもすいません。これはあれですね、528 ページの姿図と、
1:09:43	新設する構成扉の姿図と 529 ページが、ちょっとこの種の違いというか、何を。
1:09:52	意図して工事箇所書いてるのかっていうのがちょっとわからなかったんで、あとこれも確認というか説明だけで結構ですので、意図するところの説明していただければと思います。
1:10:06	それから 507 ページのですね、11.3 の B2、これ火災区域の
1:10:14	W-5 の設計なんですけど、許可のですね。5 の別値の 27 での火災源が、火災源可燃物量が示されて、
1:10:29	いないので、今回の添付説明書でどういう火災原因を想定しているかというのは、説明書に記載して説明をするようにしてください。
1:10:41	それから、
1:10:43	外部衝撃聞いたところですけども、
1:10:48	今回第 5 廃棄物等は
1:10:52	通信連絡設備とか屋外に設置する設備のもありますので、自然事象とかですね、該当するものが
1:11:06	あれ、許可で想定した外部衝撃の荷重に対して、
1:11:14	何か該当しないのであればその理由をですね、添付説明書に記載して、するようにしてください。
1:11:22	私の方からのコメントは以上になります。
1:11:39	よろしいでしょうか原子力規制庁ナガイです。最後にですねもう 1 点。
1:11:45	だけです。これは定時リルート品質管理の説明書
1:11:52	があるんですけども、
1:11:55	ちょっとページが、すいません、これは 504 / すみません、641 ページ。
1:12:03	からになります品質保証計画書、これ添付別添 3 という形で記載されて、
1:12:11	います。その適合性説明の中で、
1:12:16	ごめんなさい、これは本文ですね、失礼しました。
1:12:35	規制庁ナガイですすみません、ページ数が今の出てこないんですけども、
1:12:43	品質管理の適合の添付の説明書の中で、今回先日の審査会合で、皆さんの方で、品質管理の強化といいますか、申請書のチェック体制を見直したということで、
1:13:00	いくつか説明があったんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:03	改善点をですね、わかる分かるように、今回設工認の審査プロセスの中で、この説明も踏まえて、変更した点があれば、そのことがわかるように記載するようにしてください。
1:13:20	品質管理関係は以上になります。
1:13:40	原子燃料工業フジワラでございます。ただいまご指摘いただいた点ですね、検討して後日お答えさせていただきたいと思っております。以上です。
1:13:53	はい。規制庁のタケダでございます。
1:13:56	予定した。
1:13:59	議題としては以上になります。規制庁側からは特にはないんですが、原燃工の方から何かございますでしょうか。
1:14:10	原子燃料工業フジワラです。先ほどですね面談の中でご指摘いただいた部分で、少し答えられなかった部分 3 点ほどあるかと思っておりますので、そこは簡単に回答できますのでちょっと最後になりますけど、
1:14:28	お答えさせていただきたいと思っております。まず一つ目は
1:14:32	モニタリングポストの実施のところでございますので、担当の方から回答いたします。
1:14:42	原燃工オノでございます。
1:14:44	C設備設計条線 24 ページ、モニタリングポストの基礎のところの水平頻度でございますが、こちらのほうは 2 類ということで、1.25 掛ける 1.2 の 1.5 倍の裕度を考慮した製品だとして、こちらに記載してある製品で評価を行ってまいります。
1:15:02	つまり割り増しのほうは考慮したものとなってございます。
1:15:06	これ 1 点目の回答でございます。
1:15:09	原子燃料工業フジワラでした。あと 2 点ですけど、
1:15:14	脱ガス数設備 338 ページの仕様表でございますが、その中でコメントご指摘あった点 2 点をお伝えさせていただきます。
1:15:24	まずここでですねその他の構成機器で過加熱防止装置って書いております。技術基準で求められているですね過加熱防止機構等につきましてはですね、実際可燃性ガスを取り扱う設備ということで、今回対象になってません申請。
1:15:44	に含まれてませんが焼結炉とか焼却炉そういったものをですね、対象になりますので、そういったものにつきましては技術基準の仕様のところの
1:15:53	火災の損傷防止、こういったところにきちっと記載させていただいてくようになりますが、一般施設としてのですね、Aとか消防士のようなものについて、今回脱ガスについてはですね、脱ガス装置についてはここに記載させていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:12	もう一つ最大取扱量uの最大取扱量ですね、事業許可ではですね貯蔵設備なんかにつきましては最大取扱量ということですね、第一次設工認のときにもですね、どちらに書くかといったような話がございましたけど、
1:16:29	その他の性能というところですね、最大取扱量という形で記載させていただいてます。ただ貯蔵設備ではない設備につきましてはですね、一応耐震の重要度分類等のメールのやつになりますので、
1:16:45	最大取扱量ということで、実際この設備がどれぐらいのウランをほぼ包含する、不確定取り扱うかということですね、で記載させていただいております。こちらにつきましてもですね従前から、
1:17:00	書くべきなのか、書くべきかかない不要だといった議論がずっとされておりまして、当初といたしましてはですねその他の性能できちっと記載させていただいてるところでございます。以上です。
1:17:18	原子力規制庁の永井、
1:17:21	です。どうぞ。
1:17:23	原燃工小野でございます。脱ガス設備に関しても、もう1点ちょっと回答させていただきます。319ページの各施設の変更内容のところには、チャンバの撤去について記載があるんですけども、'がその338ページの仕様表には記載がないという点についてです。
1:17:43	こちらのチャンバー式の適用につきましては、これの耐震補強の観点で実施するものでございまして、338ページの表の中では、変更内容のところ改造括弧として別表2に示すという書き方をしてございまして、
1:18:00	別表2のほうを見ていただきますと、340ページになりますけれども、この耐震補強の項目の1項目目に、チャンバ2系統の撤去というふうに書いてございまして、全体をまとめた表と、仕様書のほうで記載に特にそこがあるというわけではなくて、ちょっと書き方が違うんですけども、
1:18:18	あくまでチャンバの撤去は耐震補強の一環ということで、別表2のほうに記載しております。以上です。
1:18:27	原子力規制庁ナガイです。
1:18:31	等、
1:18:33	ちょっと幾つかあったんであれなんですけど、まず、最大貯蔵量ですね。
1:18:40	aについては、最終的に全体の第2加工としてのウランの貯蔵量ですね、との関係もありますので今回はこういう形でわかりましたので、
1:18:55	第2加工棟を含めて、最終の段階ではですね、全体でどういう状況になっているのかっていうのは、ちょっと説明をしていただければと思います。それからチャンバの撤去なんですけど、これはここに書いてあるということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:12	整合を図りました。ただ工事の方法とか見ても、この耐震補強と、
1:19:20	工事の中身がですね、耐震補強の使用ってということで、何か
1:19:26	撤去はあるんで、我々の方でもちょっと混乱したんですね。何か機会があれば、
1:19:35	補強というよりは、撤去、耐震性の向上というか、いう形であればですね、
1:19:42	わかるようにしていただければと思います。特にこのチャンバの中では、
1:19:48	これ第一種管理区域で
1:19:52	ウランの取り扱っている設備で、廃棄といいますかね、保管廃棄になる。
1:20:03	設備でもありますので、特にそういう観点で、設計及び工事の方法についても、技術基準の適合性の確認を皆さんの方でもしていただくという意味で、単にその工事の方法が書いてあるということではなくて、
1:20:20	そういう観点からもですね、
1:20:24	ここはこれで今回はわかりましたけれども、
1:20:29	きちんと何ていうんすかね、より明確になるような記載に心がけるようにお願いします。
1:20:37	以上です。
1:20:41	原燃工のオノでございます。ご指摘の件承知いたしました。よりわかりやすい記載となるように反映させていただきます。
1:20:51	規制庁タケダでございます。
1:20:54	はい。それでは本日の議題、これで終わりになりますので、本日の面談これにて終了とさせていただきます。
1:21:05	お疲れ様でございます。
1:21:09	どうもありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。